

平成28年9月

中札内村議会定例会会議録

平成28年9月13日（火曜日）

◎出席議員（8名）

1番	北嶋信昭君	2番	森田匡彦君
3番	黒田和弘君	4番	中西千尋君
5番	男澤秋子君	6番	宮部修一君
7番	中井康雄君	8番	高橋和雄君

◎欠席議員（0名）

◎地方自治法第121条の規定による説明のための出席者

中札内村長 田村光義君 教育長 上松丈夫君  
代表監査委員 木村誠君

◎中札内村長の委任を受けて説明のため出席した者

副村長	火山敏光君	総務課長	阿部雅行君
住民課長	山崎恵司君	福祉課長	高島啓至君
産業課長	成沢雄治君	施設課長	火山副村長兼務
総務課長補佐	紅露弘幸君	総務課長補佐	尾野悟里君
住民課長補佐	坂村暢一君	産業課長補佐	中道真也君
施設課長補佐	里見晶君		

◎教育長の委任を受けて出席した者

教育次長 高桑浩君 指導主幹 岸梅哲郎君

◎農業委員会会長の委任を受けて出席した者

事務局次長 産業課長兼務 事務局次長 渡辺浩君

◎職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長 大和田貢一君 書記 菊地彩君

## ◎議事日程

- |      |       |                                    |
|------|-------|------------------------------------|
| 日程第1 | 認定第1号 | 平成27年度中札内村一般会計歳入歳出決算認定について         |
| 日程第2 | 認定第2号 | 平成27年度中札内村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について   |
| 日程第3 | 認定第3号 | 平成27年度中札内村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について     |
| 日程第4 | 認定第4号 | 平成27年度中札内村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について  |
| 日程第5 | 認定第5号 | 平成27年度中札内村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について   |
| 日程第6 | 認定第6号 | 平成27年度中札内村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について  |
| 日程第7 | 認定第7号 | 平成27年度南十勝消防事務組合一般会計決算（打切り決算）認定について |

### ◎開会宣告

○議長（高橋和雄君） ただいまの出席議員数は7人です。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成28年9月中札内村議会定例会を再開いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりでございます。

- ◎日程第1 認定第1号 平成27年度中札内村一般会計歳入歳出決算認定について
- ◎日程第2 認定第2号 平成27年度中札内村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- ◎日程第3 認定第3号 平成27年度中札内村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- ◎日程第4 認定第4号 平成27年度中札内村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- ◎日程第5 認定第5号 平成27年度中札内村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- ◎日程第6 認定第6号 平成27年度中札内村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- ◎日程第7 認定第7号 平成27年度南十勝消防事務組合一般会計決算（打切り決算）認定について

○議長（高橋和雄君） 昨日の続きで、6款農林業費と7款商工観光費、8款土木費についての質疑を続けて受けたいというふうに思いますので、質疑をお願いしたいと思います。

質疑はありませんか。

2番森田議員。

○2番（森田匡彦君） それでは、観光の関係で質問させていただきます。

実績報告書の8ページ、こちらで、平成27年度の補正予算ということでも入ってきているのですが、観光協会の事務局強化ということで予算付けして、実質的には平成28年度から動き出しているわけなのですが、この観光協会事務局強化、実際予算付けしてどのようなメリットを実感されているか。

逆にまた課題はあるのかというその評価、プラスもう一つ、今、観光協会がやっている事業だと思うのですが、昨年も指摘させていただきましたバスツアー、今年も8月の27日から29日までの3日間行われているわけですが、決算とバスツアーの実施時期がちょっとずれてうまく質問のタイミング合わないのですが、ただ、去年指摘したことは、このバスツアーの顧客データをうまく中札内村のPRに生かすような方策を検討すべきということで、そのときの答弁も検証したいということでの答弁だったのですが、去年の決算審査のやり取りはどのようにその後の事業に活かされているのかの経過、ご説明いただけたらと思います。

○議長（高橋和雄君） 成沢産業課長。

**○産業課長（成沢雄治君）** 観光協会のまず評価の関係であります。実は平成27年度の観光協会の部分について、かなり、途中で職員が不在という部分もありまして、担当課で観光協会の部分1年間担ったわけですが、やっぱり体制が強化されないと進んでいかないという部分を実感をしていろいろと検討をさせていただきました。

平成28年度に向けて、観光協会の体制がしっかりしていかないと村のPRができないということも含めて、平成28年度、ちょうど体制強化ということで事務局長並びに観光の職員ということで、専任の職員を2名配置して、平成28年から今取組んでおります。

やっぱりこういう専任の職員が出ることによって、観光のPR、さらには、イベント取組み等も、行政側との連携もあるのですが、取組みも早いというふうなことも感じておりますし、やっぱりスピーディーに昨年よりはなっているというふうに私自身は今判断をしているところでございます。

これにつきましても、これからいろんなことが出てくるのかなというふうに思っておりますので、これはやっぱり、村と連携をして、観光協会の部分については、これからも進めていきたいというふうに考えているところでございます。

次に、バスツアーのデータの関係です。

昨年、ちょうどバスツアーが終わった後に議会をやっておりまして、顧客データの部分については取っていないということで去年はそういう話をさせていただきました。

その後、バス会社の方に確認をさせていただきました。

基本的にはやっぱり顧客データということなので、個人情報出すわけにはいかないという部分をはっきりバス会社の方から、指摘というよりもそういった部分については、例えば、村でこういうことをやるので、例えばアンケートの中に住所だとかそういった部分に記入していただけるかどうか。

そういうものも含めて、観光協会の取組みとしてやられるのであれば情報を取れるかもしれないねということでございました。

今年はそういうことも含めて検討はしたのですが、昨年と同じような感じでアンケートは取ってございますが、年齢とどういう状況かという把握で、今後、今の実際のツアーについてはモニターツアーということで、本来3年間の継続でやるということがとても好評であるということで1年継続、さらには、今年のアンケート、昨年のアンケートの中でも継続の声が望まれております。

やっぱりリピーターがすごく多いなということのアンケート結果にもなっておりますので、基本的にはこのイベントというかツアーについては、今後検証しながら、続けるかどうかは検討はしていかなければいけないとは思っているのですが、新たに違うツアーの話もございます。

中札内いろんな魅力があるので、食以外のツアーを考えてみたらどうですかというアンケートもございますので、ちょっとそういうところで、今後、少し、ツアーについては揉ませていただいて、そういったときにアンケート等に反映をさせて、顧客データが取れるかどうか、そういったものも含めて検証していきたいというふうには思っております。

今年度について、バスツアーの中ではそういうことで顧客データの方については取っていないという状況でございます。

**○議長（高橋和雄君）** 2番森田議員。

**○2番（森田匡彦君）** 今の答弁で大体、次回は良い形でというような答弁だったと思います。

今年について実行できなかったのは非常に残念ではありますが、アンケート調査でもリピーターが多いため、これは私ほかのところでも何度も言っていますが、リピーターが多い、とにかく中札内のファンであることはほぼ確定的な方々なので、そういった方々にはやっぱりそれなりの、こちらからもアクション起こしてもっとファンになっていただく。

場合によってはふるさと納税につながる可能性もあるし、そういった方々の口コミで、今本当にフェイスブック、要するにソーシャルネットワークサービスが非常に普及していますので、いろいろなそういった一人ひとりのファンの方々が発信者となって中札内村のファンを広げていただけるという機会がこれまで以上に増えているわけで、そういった本当に中札内のファンを大切に、そういった方々にもっともっと中札内好きになっていただく。

そしてさらにファンを広げるという行動は迅速に積極的にやっぱり展開していくべきだと考えておりますので、次年度、ぜひ改善していただくことを期待しております。

観光協会については、まだ本当に強化してから1年経っておりませんので、スピーディーになっているというのは私もちょっと外側から見てもそういうふうに感じております。

実感としては、もうちょっと情報発信積極的にしてもいいのかなという、ブログ、フェイスブックですね、そういったところでの情報発信をもっともっと重要な観光振興、観光協会における業務の最重要課題の一つ、最重要業務の一つだということ認識して、もっとやっていただきたいという希望は持っております。

**○議長（高橋和雄君）** ご意見として承っておきたいというふうに思います。

そのほか。

1 番北嶋議員。

**○1番（北嶋信昭君）** 防風林のことなのですが、近年台風来るたびに、倒木云々で大変な思いをしながら村有林がなっていますけれども、今、私有林が段々段々伐採されて、防風林というものが段々少なくなっているのですけれども、唯一村の中に、ほかの町村から見るとかなり面積的には多いのかなと。

そういう中において、やっぱりこの村有林の活用をフルに活かしていただきたいのですが、近年、多分落葉というのは50年から60年ですか。大体そこが寿命という形の中で評価されているのですけれども、村の中にそういう、カラマツですか、かなりあると思うのですよね。

それが近年の台風来るたびに倒れてくると。

そういう状況の中において、そういうものがどんどん倒れてくることによって、風の被害、これがかなりひどく出ているのではないかと思うのです。

特に、ビートというのは多分移植の30%を超すぐらいの直播があるのですが、今年の話はまだ早いのですが、今年は大体80町ぐらい風で飛ばされたと、そういう状況にあるので、少ない防風林ですが、村として見る中において、まだ古い長い、50年60年のカラマツがあるのですが、その横を見ると、まだ防風林になるようなところまで行っていない木がたくさんあると思うのですよ。

これを今急に伸ばせということにはならないのですが、今まで計画的にやってきたと思うのですが、今の状況の中で村としてはこれでどういうふう考えているのか、ちょっとお聞きしたいと思いますけれども。

**○議長（高橋和雄君）** 成沢産業課長。

**○産業課長（成沢雄治君）** 今、北嶋議員おっしゃったとおり、防風林がかなり古くなっております。

今残っているのはきっと60年以上のものが多いかなというふうに思っておりますが、実は、この問題はすごくどういう解決をしたらいいかということで、去年から、昨日話した村で森林の推進チームということで、村森林組合、振興局が入っているいろんなことを今模索をしております。

その中で一つ、今の問題を提起させていただいて、どういう処理をしていけるのかと。

実は、今議員がおっしゃったとおり、防風林の中には3層4層になっていて、ある程度の植えたものが防風効果が出ないと次が切れないという状況になってございます。

そうすると、長くかかる樹種を植えた部分については、カラマツが100年を超すのではないかというシミュレーションもしています。

その中で、どういうふうな対応ができるかというのも現地を去年調査をしながら検討はしましたが、なかなか今の法の中では難しいということで、ここは今協議をしながらどう対応していくかというのは、振興局の方も含めて、今後の検討というような形になってございますので、そういった部分、今後も上の方にどんどん上げていくことをやっていかないと、当然100年経つときと防風効果というか、木が駄目になって倒れていくのかなというふうにも思っております。

ただ、60年ぐらいはまだ間伐ができる林齢にもうなってきたというのも確かではありますが、実際のカラマツ自体が本当にそれだけもつかというのは今年の風を見ていただくと、やっぱりかなり基線沿いでも倒れておりますので、そういったところについては、今後も協議をしながら検討を進めていきたいというふうに考えております。

**○議長（高橋和雄君）** 1番北嶋議員。

**○1番（北嶋信昭君）** そういう検討をなされながらやっていることは十分わかりますけれども、ただ、今村の中にいろんな品種の防風林つくっていますよね。

木の品種。

過去にはトドマツですか、あれが早く伸びるということでかなり植えた時期があるのですけども、あの木というのは、枝は折れるし、伸びるのが早いのですよね。

けども、あとは金にならないというそういうものもあるのですけども、防風林だけを考えるときに、何かそういうこともまた検討する必要があるのかなと。

カラマツを植えたり広葉の木はかなり伸びるのが遅いのですよね。

そういう面で、木の選定もかなり今後検討していかなくてはいけないのかなと、そういうふうにも思いますけども、いかがなものですか。

**○議長（高橋和雄君）** 成沢産業課長。

**○産業課長（成沢雄治君）** おっしゃるとおり、きっとストロブのことかなというふうに思うのですが、ストロブについては、やっぱり今回の被害でも倒れたり折れたり、そういった、成長は早いのですが、やっぱり樹種としては弱い、そういった状況の中で、アカエゾだとかトドマツを、以前、かなりストロブが倒れたということで、そういう樹種を今植えているのがなかなか成長してこないという状況の中で、カラマツが切れないという状況にも一つなっているところでございます。

現在は、カラマツ含め、なるべく農地だとか通路に張り出さないように、そういった部分についてはヤチダモだとかそういった部分を植えながら、少し今までとは違うような植え方はしているのですけども、その辺についてもちょっと検証していきたいなというふう

に思っております。

**○議長（高橋和雄君）** 1番北嶋議員。

**○1番（北嶋信昭君）** 十分検討していただきたいのと、先ほども言いましたけど、村有林、風を防ぐには貴重な村有林なので、今後も検討していただきながら、何とか早く伸びる品種でも見つけてもらいながらやっていかないと、今の中において、次の防風林になるものをないと切れないというのであれば、今のカラマツがまだまだ残さなくてはいけない状況にあると思うので、その辺も十分検討していただいて、今後進めて、村の貴重な村有林を大事にしていってほしいと思います。

**○議長（高橋和雄君）** ご意見としてお聞きしておきたいと思います。

そのほか。

2番森田議員。

**○2番（森田匡彦君）** それでは、実績報告書の31ページですね、定住促進対策及び住宅環境ということで質問させていただきます。

まず一つが、移住促進奨励金4件なのですけれども、これは村外から移住された方に対する奨励金だというふうに私は認識しているのですが、この4件ですね、どういった方々、管内なのか道内なのか道外なのか。

あと年代層ですね。

そういったところの傾向を、個人情報に触らない範囲で教えていただけたらというふうに思っております。

あと、去年も質問させていただきましたが、ワンストップ相談窓口というのは設定していると思うのですけれども、去年はほぼ相談実績がなかったというような答弁だったのですが、平成27年度についてはどのような状況だったのか、ご説明いただけたらというふうに思います。

**○議長（高橋和雄君）** 火山副村長。

**○副村長（火山敏光君）** 定住促進の恐らくその住宅を建てられた中札内スタイルの分だと思ってしまうのですが、年代とか細かいところはちょっと別にして、平成27年度に8件お建てになった方はすべて村内の方でございます。

ごめんなさい。

ちょっと説明の中身が違いました。

若者世代の移住ですから、これは全部村外からお出でになった方でございます。

これは村内の方は対象になりませんので、村外からいらっしゃった方で、これは基準がありまして、夫婦のどちらかが40歳未満、または中学生以下の子どもがいる方が新築、中古住宅を購入した場合ということですから、対象者はこの中ですべてクリアされているということでございます。

あと、ワンストップの関係なのですが、平成27年度も個別のその住宅を建てたいとか、土地をどこかにないかという話はございますけれども、トータルで窓口としてはやっておりましたが、実際に移住をしてきてどうのこうのという話は、全くないわけではございませんけれども、具体的に移住を前提ということで、窓口の方にお出でいただいて相談している案件は、ケースとしてはほぼないという状態でございます。

ただ、宅地の分譲ですとか、どこかに農家住宅が空いていませんかとか、そういう話は来ておりますので、これも地方創生の関係がありまして、きちっと窓口を一本化して、村の制度もきちっと説明できるようにということで、今年の4月からは別な体制で取組むと

いうふうに整理をさせていただいているところでございます。

**○議長（高橋和雄君）** 2番森田議員。

**○2番（森田匡彦君）** 移住促進奨励金については、もちろん村外からということなのですけど、4件とも十勝管内からの移住でしたでしょうか。

例えば、十勝管外からいらっしゃるようなケースがあるのか。

例えば、あと、どういった理由で中札内に移住を決められたのかとか、そういったヒアリングされているのでしたら参考までに教えていただきたいなというふうに思います。

それと、ワンストップ窓口については、平成27年については窓口に来られて相談されるというようなケースは移住に関連する微細な問い合わせはあったけれども、窓口に対してはなかったということなのですけれども、それ、平成28年度からの何かそのやり方を変えられたのでしょうか。

すみません、何か説明されていたのならちょっと私の記憶不足で本当に申しわけないのですけれども、どのような改善をされたのかもわかれば。

あと、このワンストップ窓口の、ホームページでもアクセスできるようになっているのですけれども、これは非常に、2回3回クリックしなければそこに、どこで相談受けられるのかというのがわからないような、非常にわかりづらいというか、ワンストップ窓口と言いながら、その入り口のホームページの段階では三つぐらい開門を抜けなくてははいけないみたいな形なので、こういったのも改善は、今多分ホームページリニューアルされている作業の中で見直されていくとは思うのですけれども、そういった改善が図られているかどうかですね。

もっとそのワンストップ窓口が実際よく知られていないのではないかという気がするのですね。

これだけ中札内人口減っていませんし、非常に良い村だと評価されているのに、ワンストップ窓口が全然活用されていないというのは、その制度をきちんとPRできていないことも原因なのではないかというふうに私としては考えるのですが、そこについての評価、お願いいたします。

あと、移住定住に関するホームページの情報なのですけれども、今回の台風の関係で、ときわ野の第4次分譲地の売り出しが多分時期ずらした、10月の予定が12月になったのでしたか。

その辺の情報が、要するに、それも何回かクリックしないと出てこないというような、そんなホームページの状態になっているのですね。

なので、大切な情報というのは、やはりすぐ見られるように、そういった形でやっぱりホームページは活用していくべきではないかなというふうに考えているのですが、それに対するお考え聞かせていただけたらと思います。

**○議長（高橋和雄君）** 火山副村長。

**○副村長（火山敏光君）** まず、前段の件ですけれども、ちょっと具体的な細かいところまで、きっちと全部は分析していませんので。

十勝管内なのか十勝管外ぐらいはすぐ調べれますから、それは今、データを持ってまいります。

それで、どんなふうということなのですが、ほとんどの方はもう自分でホームページを調べたり、いろんな情報を把握されて、こちらに聞くよりも、いらっしゃるご本人、全員ではないのですが、一人二人の方からはちょっといろいろなお話、あと、移住の、本に紹



介されているケースがありますけれども、そういう方々がこちらが思っている以上にしっかりといろんな情報を収集して、その上でこの村を選んでいるということですので、ある程度情報がホームページの中にあれば、そこから選んで、極端な話をしますと、ここの村の予算規模ですとか、あるいは、その財政運営だとか、そういうところまでしっかり内容を調べている方もいらっしゃいますので。

これは、ホームページとしてはきちっと新しい情報を載せるということは当然必要だと思いますけれども、移住定住に限るよりも、もう少し全体の制度ですとか、そういうのは新しいものがあれば早めに載せるとか、そういうことで十分クリアできるのかなというふうに思っています。

ホームページの細かいところ、それからワンストップの関係は、総務課長の方から状況をご説明させていただきます。

**○議長（高橋和雄君）** 阿部総務課長。

**○総務課長（阿部雅行君）** 4月からの改善した事項ですけれども、改善事項につきましては、ワンストップ窓口をこれまで持っていた施設課から、宅地情報などを持っている総務課の方に持ってきて、そこでワンストップ窓口を行っているという状況でございます。

移住に関する情報提供などについては、北海道、雑誌、ホームページ等において、非常に移住考えている人にとっては大切な情報で早く知りたい情報だと思いますので、そこら辺はなるべく早く発信するように努めております。

ただ、今おっしゃったとおり、2回3回クリックしなければその情報までたどり着けないという状況ありますので、そこら辺は、やはり改善しなければならないと私も思っていますので、その辺は改善していく考えでございます。

**○議長（高橋和雄君）** よろしいでしょうか。

そのほか。

ないようですので、次へ進ませていただきます。

もし、この課で何かありましたら、また最後に全般で質問を受けたいと思いますので、そのときに質問を出していただければなというふうに思います。

それでは、これで農林業費、商工観光費、土木費についての質疑を終わらせていただきます。

次に、9款消防費、190ページから191ページの質疑を受けたいと思います。

概略説明を、阿部総務課長、お願いします。

**○総務課長（阿部雅行君）** それでは、9款消防費の決算概要について、ご説明申し上げます。

191ページをお開きください。

南十勝消防事務組合費は、昨年度とほぼ同額の2億4,639万6,000円を負担しております。

備考欄中段の防災会議費、需用費の印刷製本費31万1,040円は、改正を行った村地域防災計画書の概要版を印刷してございます。

この防災計画書の概要版につきましては、全戸に配布したほか、新たに転入してくる方々にも配布してございます。

以上で消防費の説明を終わります。

**○議長（高橋和雄君）** 概略の説明が終わりました。

消防費についての質疑を受けたいと思います。

よろしいですか。

なければ先に、先ほどの森田議員の質問にお答えをさせていただきたいというふうに思っています。

それでは、火山副村長、お願いします。

**○副村長（火山敏光君）** 先ほどの4件の中身を少し説明をさせていただきます。

十勝管外が1件、十勝管内が3件。

世代としては、40歳に達する以前の方、いわゆる30歳代ですね、この方が3人。

それと、もう一人の方は53歳で、中学生がいらっしゃる方ということでございます。

**○議長（高橋和雄君）** それでは、9款についての質疑を受けたいと思います。

消防費についての質疑はございませんか。

ないようですので、次へ進ませていただきたいと思います。

次は、10款教育費、190ページから229ページまでの質疑を受けたいと思います。

概略説明をお願いいたします。

高桑教育次長、お願いします。

**○教育次長（高桑浩君）** 10款教育費の決算概要について、ご説明いたします。

決算書の191ページをお開きください。

教育費決算額は5億4,600万円余りで、一般会計決算額に占める割合は13.4%です。

前年に比べ3億3,800万円余り減少しておりますが、中札内中学校大規模改修の2年目ということで、事業費が大幅に減少したことによるものです。

以下、特徴的なものについて説明させていただきます。

193ページをお開きください。

事務局費ですが、備考欄の一番下、永井明奨学資金貸付金は579万円で、継続10件、新規1件となっております。

飛びまして、197ページをお開きください。

下段の教育振興費で、賃金の特別支援補助員賃金1,055万1,000円余りは、中札内小学校に3名、中札内中学校に1名、そして9月から3月まで、上札内小学校に1名の支援員の配置を行ったものです。

201ページをお開きください。

上段、国際交流費で、青少年国際交流派遣事業は、7月にエルマから最後の研修生7人を受け入れ、3月に中札内中学校生徒6人を、新たにオーストラリアモルヤハイスクールへ派遣しております。

205ページをお開きください。

学校給食ですが、中段、学校給食業務費の厨房用備品664万円余りは、連続炊飯システムの更新を行ったものです。

207ページをお開きください。

中札内小学校管理費で、備考欄中段のボイラー更新工事1,047万6,000円は、暖房用温水ボイラー2基の更新を行ったものです。

209ページをお開きください。

中札内小学校一般経費で、備考欄上段の一般備品100万4,000円余りは、児童用机椅子の1学年分を更新したのなどです。

213ページをお開きください。

中札内中学校管理費で、備考欄上段、修繕料310万7,000円余りは、柔道場の床張替などを行ったものです。

215ページをお開きください。

備考欄中段、中札内中学校改修費で、中学校改修工事9,607万円は、主に機械設備工事を行ったものです。

その下、中札内中学校屋外施設等改修工事645万8,000円余りは、格技場渡り廊下の屋根の葺き替え、キュービクルフェンスの撤去新設を行ったもので、さらにその下段の校舎内備品527万6,000円余りは、特別教室に配置する備品を購入したものであります。

219ページをお開きください。

中段、体育施設管理費、修繕料260万円余りは、上札内交流広場のトイレ物置外壁と、休憩所の外壁塗装、上札内公園パークゴルフ場の東屋、掲示板の塗装などを行ったものです。

221ページをお開きください。

備考欄の一番上、パークゴルフ場コース看板作成設置委託114万1,000円余りは、上札内パークゴルフ場36ホールのホール案内板とスタート抽選器、コース名看板を更新したものです。

同じくその三つ下の村民体育館耐震改修等設計委託945万円、その下の中札内プール改築設計委託1,490万4,000円は、平成28年度工事実施のための設計を行ったものです。

中段の札内川総合運動公園給水ポンプ取替工事127万4,000円余りは、野球場の給水ユニット、除菌装置を交換したものです。

223ページをお開きください。

上段、文化振興費の文化振興奨励事業補助金997万円余りのうち、第10回北の大地ビエンナーレには832万円を交付しております。

227ページをお開きください。

文化創造センター管理費で、中段、備品購入費の一般備品184万3,000円余りは、ハーモニーホールのプロジェクターの更新とブルーレイレコーダー、ビデオカメラの購入を行ったものです。

以上で概要説明を終わります。

**○議長（高橋和雄君）** 10款教育費の概要説明が終わりました。

質疑を受けたいと思います。

質疑はございませんか。

2番森田議員。

**○2番（森田匡彦君）** それでは決算書の195ページ、指導主事の共同設置費ということで、こちらの事業なのですけれども、平成27年度について、どのような取組み、この実績報告書についてはいろいろ助言等されているということでは書いてあるのですけれども、もう少し具体的に、例えば、平成26年度と違ってこんな新たな視点で取組みをしました等々の事業成果をもう少し詳しく説明いただきたいということです。

それと、193ページですね、永井明奨学資金貸付金なのですけれども、こちら、返済の方は順調に行われているのか。

これ、貸付終わってから1年待って、そして12年以内で返済されるということなので

すけれども、全国的な奨学金については、非常に学生たちが返済に困って、奨学金に本当に窮地に立たされている学生がすごく多いということで、先の参議院選挙でもこの奨学金については無利子の奨学金を増やすというようなことでの動きがあります。

中札内の実態については、これは無利子の奨学金なので、それほど大きなことはないかなと思うのですが、念のため実態として把握しておきたいと思いますので、返済が滞っているような事態がないのかどうか、返済状況について確認させてください。

それともう一つ、197ページ、スクールカウンセラーの設置についてなのですが、こちら、去年質問したときには教職員の方から相談があったというようなご説明があったと思うのですが、平成27年度についてはどのような相談実績だったのか。

そういったことをもう少し詳しく説明いただけたらと思います。

**○議長（高橋和雄君）** 高桑教育次長。

**○教育次長（高桑浩君）** 1点目の指導主事の平成27年度の特徴的なことなのですが、日常的には学校を訪問して、校長先生あるいは教頭先生から学校の状況あるいは児童生徒の状況を定期的に把握したりしております。

学校訪問という形でやっております。

それから、教職員の研修について、村あるいは村の教育研究所、あるいは学校教育振興会等が主催するものについて、中心的になったり、あるいは連携してその研修会の企画開催をやったりしております。

そのほか、道教委、十勝教育局からの指導官の学校経営指導訪問、あるいは、指導主事による訪問に随行し、そのための局と学校との調整、そして随行してその状況についても把握をして、そのことを教育委員会の中で反映をし、適切な学校への助言にも資するというので、そういった活動をしたりしております。

そのほか、全国学力学習状況調査、それから、体力の状況調査について、その結果を一昨年から、学力体力向上サポート委員会というのを設置をしまして、教頭先生と教務主任の先生を委員として委嘱をして、それぞれ結果の分析をしたり、もちろん学校でもやっているのですが、村として3校まとめたその分析を行って、その結果を見て、今後向上させるためには学校・家庭・地域でどのように取組んでいったらいいかということ論議をして、その結果を地域・家庭にも返しているということを中心にやっていたいておりまして、年4回程度の会議を開いております。

体力の方については平成27年度から新たに取入れたものです。

平成26年度については学力だけでしたけれども、体力については平成27年度から新たに取組んだことございます。

さらに、特別支援教育の部分では、支援員配置しておりますけれども、今まで支援員というのは、更別と中札内も嘱託職員という立場で、道教委主催の研修会に出るチャンスがなかったわけですね。

そこで村として更別と連携をして、指導主事が中心となって、支援員の研修の場を設置して合同で講義を聞いたり、あるいは、合同でワークショップのような形で討論しながら、自分たちの普段の悩みだとか、こんなことをやっているという情報交換をしたりというのが、平成27年度新たに取組んだものでございます。

そのほか、各種、教育委員会の事務の中でも、指導主事に確認をしてつくるいわゆる調査物という書類だとか、そういったものもあったり、教育委員会会議の中でも、特に教育委員の皆さんにも知っていただきたいこと、今の動きなども常時、常に情報提供していた

だいているということで幅広い活動をしていただいているということでございます。

2点目の永井明奨学資金の返済状況ですけれども、年度越した案件が1件だけありまして、平成27年度に未収だったものです。

すでに翌月には納期限、5月31日が最終、出納整理期間なのですけれども、それについては、電話あるいは文書等で催促した結果、すでに納入はされておりますが、およそ2、3カ月遅れで入ってくるという、返済されるというケースが少し出てきまして、件数で言うと20件中2、3件ということで、割合としてはそう多くはないのですけれども、10%を超えるという状況で、やや心配をしているという状況になってきております。

過去あまりそういった年度を越すということにはなかったですし、遅れる方も1件とか2件とかいうことです。

やや遅れ気味の方が増えているということで、やはり奨学資金を借りられたご本人の所得の状況とかも影響しているのかなというふうに感じておりますが、これは税もそうすし各種使用料と同じように、溜めると返済が滞りやすくなって厳しい状況におかれますので、早め早めに対応をしていこうということで、返済の連絡にあたっているところであります。

長期の滞納についてはございません。

3点目のスクールカウンセラーについてですけれども、平成27年度は特に大きな課題もなく、日常的な活動、各学校訪問をして、先生方の相談を受けたり、子どもから直接というのはあまりないのですけれども、あるいは不登校の、あるいは不登校ではなくても何らかの課題を抱えている家庭の保護者からの相談を受けたりというこういう活動を継続して行っているということで、取り立てて直接的なことはございません。

例年通りの活動を行っております。

大きな問題はないということで、回数も過去に比べればそう多くないというふうに把握しております。相談の回数ですね。

**○議長（高橋和雄君）** 2番森田議員。

**○2番（森田匡彦君）** 指導主事の方の取組みについては、大まかなところはわかりました。

それで、恐らく教職員向けの研修ということで、いろいろ意を配してやられていると思うのですけれども、もう少し具体的に、将来に向けたこういった視点を教職員の方々にしっかり持ってほしいという、何というかもうちちょっと具体的な研修内容、こういうスキルを身に着けてほしいからこういう研修をしましたというもうちょっと具体的な研修内容を教えていただきたいのと、それと学力体力サポート委員会で分析されているということなのですけれども、その平成27年度の分析結果がどのような傾向にあって、平成28年度にどのように活かされたのか、ご説明をいただきたいと思います。

それとあと、奨学金については、たくさんではないけれども、やっぱり傾向としては返済が滞る人が増えつつあるということなのですけれども、本当に大変なことになる前に早め早めに対処されるということで今次長の方から話あったのですが、これ実態として、やはりなかなか就職先が、どういうふうにもその原因を把握して分析されているのか。

ちょっと滞りがちになっている方々ですね。

2、3件ということで説明があったのですけれども、その辺もう少し詳しく教えていただきたいと思います。

スクールカウンセラーについては、相談それほど多くはなかったけれどあったというこ

となのですけれども、具体的に何件ぐらいあって、例えば、先生方の相談というのはどういった内容のことだったのか。

もし差し支えなければその辺のことまでもう少し踏み込んで教えていただけたらというふうに思います。

**○議長（高橋和雄君）** 高桑教育次長。

**○教育次長（高桑浩君）** 1点目の教職員に対する研修の具体的な内容ですけれども、昨年は、先ほどちょっと触れました特別支援教育について、支援員のことをお話ししましたが、対象は支援員が中心で始めたのですが、広くその特別支援教育に携わる一般の先生方も対象に呼び掛けをして行っております。

十勝教育局からスーパーバイザーを呼びまして講義を受けたという内容です。

学力学習状況調査の結果ですが、これは1月に作成をして2月号の広報に全戸配布で広報に折り込みさせていただきました。

およその結果ですけれども、小学校においてはほぼ全項目で全国平均を上回っているということです。

全ての教科において全国平均を上回っているということです。

中学校では、国語Bと理科については全国平均を上回り、数学においては若干の課題がみられる部分があったということです。

資料の活用という部分で、全国全道平均よりも少し落ち込んでいるというのが特徴的な結果であります。

これは平成27年度の結果ということでございます。

3点目の永井明奨学資金の返済が滞っている方々の状況ですけれども、ちょっと個々どういったところにお勤めになられているのかということまでは承知しておりませんので、お答えすることができません。

4点目のスクールカウンセラーの具体的相談内容についても、問題となるような、いわゆる教育委員会に学校側が報告をしなければならないような問題となることはないものですから、個々の相談案件については報告を受けておりません。

出席といいますか、稼働日数のみ、いついっこの学校に行ったという報告しか受けておりませんので、個々の案件については承知しておりません。

**○議長（高橋和雄君）** 2番森田議員。

**○2番（森田匡彦君）** 先ほどのちょっと答弁で、少しちょっと漏れているのでもう一度確認します。

まず、学力体力に関するその分析結果、先ほど説明ありました。

小学校ではほぼ全項目で全国平均を上回っていると。

中学校については数学の一部で若干課題が見られるということだったので、それを受けて、例えば、教育委員会として、平成28年度に何か、例えばこういったところにちょっと加配するというか、何か対策的にやるようなことがあったのかどうか、予定しているのかどうか。

それぞれの学年によって波というのあるのは十分わかっているのですけれども、その辺のことをどのように取組まれているのかを教えてください。

あと、奨学金については勤務先までは把握していないということなのですけれども、なぜその返済が滞っているのかという理由は全然、そこまでも聞かれていないような感じがしようかね。

遅れているのですね、早めに納付してくださいねということでの催促に止まっているのか。

もうちょっと状況をきちんと把握した上での相談というかそういった対応はされていないのか。

あと、スクールカウンセラーについて、それほど大きな問題はないので、個々の報告を受けていないということなのですから、何と言ったらいいのでしょうか。

相談があったからには、小さなことでもきちんと情報としては把握していないと、そういった芽は早いうちに摘むのが必要なのではないかと思うのですが、そういったその対応はどうなのでしょう。

現状のままでいいというふうに認識されているのか。

それほど相談件数自体も多くないということですので、であれば、微細なことでも本村についてはきちんと把握しておくべきではないかというふうに考えるのですが、いかがでしょうか。

**○議長（高橋和雄君）** 高桑教育次長。

**○教育次長（高桑浩君）** 1点目の学力調査の結果を受けて、課題を解決するためにどのような対応をしたかというところですが、平成27年度には、年度途中でしたけれども、ノーテレビ・ノーゲームデーという日を毎月第2土曜日に設置をして、それはもう親子のコミュニケーションをとるといってもありますし、テレビゲームから一定の時間離れて家で勉強するとか、そういう時間を確保するというそういった目的でPTA連合会が中心で取組んでいただいているということが、平成27年度の新たな取組みです。

平成28年度には、この平成27年度の結果を受けて、教育委員会としては、学校として取組みを強化していただきたいという指導助言を行ったり、家庭学習の、小中学校でどのように家庭学習をきちんとやりましょうという取組みをしているのかということ調査をしたり、助言をしたりということ。

それからもう一つ、教職員の皆さまの授業力向上のために、研修を強化するというところで、アクティブラーニングの研修を平成28年度初めて取組んだということが、特徴的なことということでは今の4点でございます。

永井明奨学資金の償還がやや遅延している方の対応として、確かにご指摘ありますように、もっと詳しく把握すべきだと思いますので、今後、直接本人あるいは本人と連絡が取れない場合につきましては、保証人である主に保護者の方がほとんどですけれども、保護者の方から情報をいただいて、そういった情報についても把握したいと考えました。

それから、スクールカウンセラーについてですけれども、システムといいますか、慣例としてそのようにやっていないということが現状ですので、なので、中札内だけ専任ということではなくて、なかなか接触する時間もなくて、学校では相談を受けるだけではなくて、1週間あれば1週間に1回小学校に行ったときには、学級を回って、子どもの様子を見ながら変化に気付くということもやっていただいているので。

相談だけではないわけですね。

ですから、なかなか教育委員会と時間を取って報告を受けるとか、紙で報告を受けるとかいう仕組みにはなっていないというのが現状であります。

ただ、相談の件数だとか主な内容については、書類あるいは電話等で報告を受けることは可能だと思いますので、今後ちょっと協議をしたいと思います。

**○議長（高橋和雄君）** 上松教育長。

**○教育長（上松丈夫君）** スクールカウンセラーの件について。

スクールカウンセラーが年に何回か私のところに来て、私と直接いろいろな情報交換をするようにしています。

それ公には出ていない。

というのは大きな問題が特にないものですから出ていませんけども、その中で、スクールカウンセラーが子どもの実態を学校に行ってみて、その様子を知らしてもらおうと。

私は一番スクールカウンセラーにある面期待しているのは、先生方の心のケアとか、今かなり学校は多忙化していますので、先生方の負担というもので、心の病の方に行くこともあり得るのですね。

そんなことだとか、それから、ご存じのように組織というのは良い人間ばかり集まっても人間関係がうまくいなくて職員同士のトラブルというのもあるのですね。

その辺をやはり、私は実態として、校長や教頭から聞き取ることもあるけども、スクールカウンセラーの目から見てどういう状況なのかと。

結構やっぱり、うちの村はうまくいっているのですけども、やっぱり中には、数多くいますから先生方のトラブルというのも結構あるのです、正直言って。

そういうことを私の方ではしっかりと押さえたい。

文書では上がってこないけども、そんなことも実際やっているのです。

ただ、カウンセラーは多分、上札内で言えば、もう保護者とびったんこ入っているのですよね。

家庭まで入っていろいろな相談を受けたりしているという状況ありますので、中小あたりはまだちょっと多すぎてそこまでは行っていませんけども、そんな状況で、私として、要するにスクールカウンセラーを通しての実態把握をしながら、課題意識を絶えず持ちたいなど。

今のところは、そういう特に大きな問題がないというふうに把握しております。

それも一つ、公にはしていませんけども、取組みの一つとして押さえていただければと思っています。

**○議長（高橋和雄君）** 2番森田議員。

**○2番（森田匡彦君）** スクールカウンセラーについては、教育長とは情報共有されているということで理解しました。

それで、組織として、やはり情報共有もっとできるような体制で今後努力されるということですので期待しております。

あと、奨学金について、滞るのもなるべくなくした方がいいと思うのですけれども、やはり借りている子どもが心理面であまりにも返せ返せと、返してほしいのですけれども、その辺の対応ですね、借りたものは返さなくてはいけないのですけれども、きちんと本当に状況を把握して、毎月毎月返済が難しいのであれば、ちょっとその辺うまく相談しながら、12年以内というのを、例えば特例的なものを、今後はそういった規則も検討しなければいけないのかもしれない。

非常に、非正規雇用という雇用形態がものすごく増えておりますので、本当にこれからの子どもたち、学生たち、社会に出て大変な思いをする状況というのは今後もますます増えていきますので、なるべく子どもを追い詰めないように。

ただ、社会の約束ごととして、借りたものはしっかり返すということでの取組み、意をしっかりと配して進めていただきたいなというふうに思います。



○議長（高橋和雄君） 意見としてお聞きしておきたいと思います。

1時間が過ぎましたので、15分ほど休憩を取りたいと思います。

15分から再開をさせてください。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時14分

○議長（高橋和雄君） 休憩前に引き続き会議を開きたいと思います。

10款教育費についての質疑を受けたいと思います。

3番黒田議員。

○3番（黒田和弘君） それでは、当面2件についてお伺いをしたいというふうに思います。

1点目は、土曜授業の実施状況ですか、聞かせていただきたいなというふうに思うのですが、平成27年度の教育執行方針、平成27年の当初予算時も私の方から聞いたことですが、基本的には豊かな学習活動や体験活動の充実を図るために、土曜授業の実施を進めると、こういう執行方針で謳われておられます。

平成25年の11月ですか、国の規則の改正等で教育委員会の主体性で土曜授業はできることになったと。

答弁として、中学校については年間10日、30時間を年間の教育課程に入れると。

小学校も中学校に合わせて実施をしたいという答弁があったところでございますけども、平成27年度の、もう終わったのですが、ちょっと私どもも掌握しておりませんので、それらの実施状況がどうなっているのかということでお聞きをしたいというふうに思います。

もう1点は、199ページの教職員の住宅管理の関係でございます。

率直に言うと、住宅の保全あるいは住宅内外の環境美化ということになるわけですが、いわゆる草刈りあるいは雪下ろしという作業が出てくるというふうに思うのですが、教育委員会として、そういった使用者に対して具体的にどういうことで指導されておられるのか。

年間、具体的にどんなことで教職員方々にまでそういう話がいつて、そういう教職員の方々がどういう認識を今持っておられるのか。

その辺のまず実態等についてお聞きをしたいというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） 高桑教育次長。

○教育次長（高桑浩君） 1点目の土曜授業につきましては、平成27年度の教育行政執行方針の中で掲げて、校長会あるいは教頭会の中で協議もしたのですが、現段階ではまだその環境が整っていないということで実施に至っておりません、平成27年度については。

平成28年度についても具体的検討を進めているわけではなくて、もう少し様子を見て、消えたわけではないのですが、現段階でただちに導入するという環境には至っていないということで、取組みも停滞している状況であります。

目途もついておりません。

2点目の教員住宅の管理についてですが、特に草刈り、それから屋根の雪下ろしということで、繰り返し指導しているというわけではないのですが、草刈りについ

では、夏に入って草の伸びてくる時期に連絡をして、自分でやれないという方につきましては、教育委員会でまとめて就労センターにお願いをして、個々に支払いをしていただくということをしております。

なかなかタイミング合わないということで、周辺の住民の方に見苦しいことでご迷惑をおかけする時期も若干あるかもしれないのですけれども、やっていただきたいということで、個々に指導を毎年しているところであります。

教育委員会が管理すべき空き家のところにつきましては、2回程度でしょうか、草刈りを行っておりますので。

それと併せてやっていただくということで取組みをしております。

さらに今回、補正予算で追加させていただきましたけれども、フェンスですとか物置とか、壊れたあるいは使えないというものにつきましては適切な管理をするために、少し遅くなったのですけれども、教育委員会として撤去したり整備したりするものもごございます。

雪下ろしについては、指導した経過についてはちょっと把握しておりません。

確認をしたいと思います。

教育委員会が管理すべき空き家についても、状況を見ながら就労センターに頼める部分については頼んだりということではなければならないというふうに認識をしております。

**○議長（高橋和雄君）** 3番黒田議員。

**○3番（黒田和弘君）** 土曜授業の実態についてはわかりました。

でも、方針で土曜授業の実施を進めるということですから、どうなったのかなということで気になったものですから聞いたということなのですが、管内的にも土曜授業実施しているところについては新聞等で私も把握しているところなのですが、それで、保護者と学校というのか教育委員会というのか、保護者の気持ちというのですか、保護者の中もやった方がいいとか悪いとかいろいろあるかと思うのですが、そこら辺の連携というのですか、取っているのだろうかというふうに思うのですが、その辺の実態がちょっと今の答弁ではわかりませんので、何か内部的に校長会、教頭会でということ結論として実施していないというこんな答弁あったものですから、それらの保護者の気持ちを把握して、そういうものを踏まえてそういうところで関係者と協議をして実施していないということなのか。

その辺もうちょっと掘り下げてお聞きをしたいなというふうに思います。

それから、住宅の関係ですね。

一般的に、ちょっと草刈りですか、等については非常にあまり草取りしていないのかなというのが実態でないかなというふうに思うのです。

それで、私も条例調べてまいりました。

いわゆる村有住宅使用条例というのがあるんですね。

これについては、村有の村職員の住宅あるいは村有の教員住宅ということできちっと位置付けられておまして、その第10条で、住宅使用者は常に住宅の保全、住宅内外の環境美化に努めなければならないと、こういうことでしっかり条例化されているのです。

今聞くと、草刈りについては、空き家は当然教育委員会で2回刈っているようですけども、当然使用者については、やはりこの精神からいくと、きちっとやっぱり住宅の回りの草取りをするということでやっぱり努めてもらうことは僕は必要でないのかなというふうに思うので。

その辺の考え方と、雪下ろしについてちょっとこだわるのですが、場所的にはっきり言

いますと、興農区、東1条北6丁目ですか、あそこに4棟の教員住宅があるのですが、私は住民の方から、雪下ろしが悪くて軒先が壊れているということで、2、3回見に行っております。

そしたら、軒先自体がもう曲がっているのですね。

ということは、わかっているのかどうかわからないのですが、今入っているか入っていないかちょっと、先日見てきたのですが、何か空き家になっているようですけども、やはりそういったものをきちっとやっぱり入っている人であれば、きちっと雪下ろしをしてもらうと。

入っていないで空き家になっていけば教育委員会の方できちっと雪下ろしをするということでない、あれ修繕しないと住宅自体が使えなくなると思いますよ。

ですから、その辺把握しておられるのか。

その関係についてお答えをいただきたいというふうに思います。

**○議長（高橋和雄君）** 高桑教育次長。

**○教育次長（高桑浩君）** 1点目の土曜授業に関しましては、まだ教育委員会として、いつからというような状況になっておりませんので、具体的に言えば例えばPTA連合会との協議とかいう段階ではないと考えております。

まずは、学校としてやれるのか、教育委員会としてどういったスケジュールでやれる可能性があるのかということを見極めた上で、まずはPTA連合会の役員の方と相談するなどしたいと考えているところであります。

ですから、保護者の方々のご意見については承知しておりません。現段階では。

住宅については、ご指摘のあるとおりですので、今後雪下ろし、草刈りも含めて、入居者である先生方、教職員の方々の責任でやっていただくというのは基本ですので、それはおっしゃるとおり指導していきたいと考えております。

空き家については教育委員会の責任で行っていきたいと思います。

軒が一部曲がっているところについては承知しております。

興農区の4棟のうちの1棟については曲がっておりますということは承知しております。

**○議長（高橋和雄君）** 3番黒田議員。

**○3番（黒田和弘君）** 大体理解できるわけですが、土曜授業の関係は、実態としては今言われたとおりかなというふうに私も認識するわけですが、国の規定の中でも、それぞれの町村でもって、教育委員会の判断でできるというそういう許容範囲ができていますから、私の言いたいことは、まず、保護者の気持ちが本当にどういうことなのかなということで、多くの保護者がやはり土曜授業については、国の言うとおりの、やはり実施した方がいいということになれば、そういった関係者もそのレールに乗る中で、やっぱりそういう方向で平成27年度の教育執行方針で謳われている土曜授業の実施を進めると、こういうことにあるわけですから、きちっとやっぱりそんな住民の気持ちを把握する中で、教育行政も進めていってほしいなというふうに思います。

それから、草刈り、雪下ろしについては、今教育次長も私の言うとおりのことは条例上で定められていることに基づいて今後はいきたいということですから、ぜひお願いをしたいというふうに思うのですが、その、私は具体的な教員住宅の興農区ということでは言いましたけども、住民から言われて私も見してきました。

2棟について曲がっているなというふうに私も確認しましたので、あの住宅については

もっと使えるはずですから、早急に修繕していかないと段々被害も大になるのではないかと  
いうふうに思いますし、現在入居している人がいないから云々ということにならないの  
かな。

その辺、十二分に意を配して、今後、教職員の住宅についての維持管理について、よろ  
しく願いをしたいなというふうに思います。

**○議長（高橋和雄君）** ご意見としてお聞きしますが、上松教育長、答弁をお願いします。

**○教育長（上松丈夫君）** 土曜授業ですけれども、私はやりたいのです。正直言って。

今、保護者の気持ちと言いましたけれども、国で土曜授業やった方がいいという方向性  
出てきたのは、親の気持ちとして土曜も授業してほしいという、うちはアンケート取っ  
ていません。

方向性は、そういう考え方であれば出てきています。正直言って。

だから、アンケートをとったらうちの村も恐らくやってほしいという声は出ると思いま  
すけれども、実際は、今学校現場非常に忙しいのです。

学力の問題、体力の問題いろんなことがあるのです。

私もやりたいという気持ちはさっきから言っているとおり、いずれやりたいと思いま  
すけど、今できないというのは、今コミュニティ・スクールをやろうとしている。

学校体制もその準備で今大わらわです。

そして私は、コミュニティ・スクールと同時に、今うちの村でやれることは小中一貫教  
育です。

小中を通して一貫したいいわゆる教育目標だとか教育システムをつくりながら、先生方が  
小中に分けるのではなくて、一緒になって取組むことが、今優先順位としては先だとい  
うふうに思っています。

そういうことが学校現場にあるものですから、先生方が今こういう状況、はっきり言っ  
て。

頑張ってくれています。正直言って、子どもたちのためも含めて。

そういう状況を考えるときに、やりたいのだけでも、方向性は決まっているのだけでも、  
では、今年から来年からという状況には今ないということなのです。

いずれやりたいと。

これも土曜授業もいろんな形がありますから。

私なんか特に、英語を特化して、それこそ小学校にも入ってきますからね。

そういうことも含めると、小中一貫のことも含めて、土曜授業はそんなことも含めてや  
ったらもっともっと子どもたちのためになるだろうと思っている一人なのですよね。

黒田議員が言われるように、やっぱりきちっとしてやりたいという気持ちあるけども、  
学校現場は今そういう状況ですので、順番を考えながら、あるいは優先順位を考えながら  
やっていくしかないという今現状であります。

やらないと言っているわけではないのでね。

先生方も、まず先生方、学校のいわゆる理解がしっかりと心一つにして同じ方向向いて  
いないとこれはできないのですね。

確かにほかにアンケートを取って、保護者の気持ちを加味しながら一緒にやっていくと  
いうことはもちろんわかっているのですけれども、今現状はそういう状況なので、やりた  
い気持ちがあってもなかなかそこまでいかないというのが現状であります。

だからコミュニティ・スクールをまず立ち上げて、そしてそういう組織体制を整って、

その中でも小中一貫をやって、同じ目標を持ちながら、小学校は小学校、中学校は中学校別ではなくて、同じ先生方も土俵の上に立って、同じ目標で子どもたちを育てるというシステムをまずこれが優先してやるべきことで、今度、よしもっと力付けるために、土曜授業やりましようかというふうに、順番としてはそうなるのかなど。

だからあきらめているわけではなくて、ぜひ私はやってみたいという気持ちは強いのですが、現状を見ると、そういうことを理解していただきたいなというふうに思います。

**○議長（高橋和雄君）** 3番黒田議員。

**○3番（黒田和弘君）** できない理由というか、教育長の話聞いていますと、執行として難しいのかなというので、今答弁ありましたから理解せざるを得ないのですが、私の言いたいことは、そのことも含めて、やっぱり保護者との連携で、保護者もやっぱりそういうことで土曜授業についてはまだ、2年なのか3年なのかわからないですけども、実施できないのかなというのでやっぱり、同じ考え方に立った形で教育行政を進めることが大事だと思うのです。

ぜひ、そのことも含めて、保護者の何かの集りのときにも、今答弁された内容について、考え方について述べていただきたいものだなというふうに思います。

**○議長（高橋和雄君）** ご意見としてお聞きしておきたいと思います。

そのほか。

4番中西議員。

**○4番（中西千尋君）** 201ページの国際交流の件でお聞きをしたいと思いますけれども、まず1点、ここに語学講師報償費が2点挙がっておるかと思います。

上の段と下段の方に。

二つのご説明と、それから、中札内村青少年国際交流派遣事業、前々からお聞きをしております。

アメリカのエルマからオーストラリアに変わった経緯もお聞きしましたけれども、そのオーストラリアに変わってモルヤハイスクール、ここに派遣をされ、そしてその報告も受けてはおりますけれども、今後、交流という形になるのか。

そこも1点お聞かせいただければ。

**○議長（高橋和雄君）** 高桑教育次長。

**○教育次長（高桑浩君）** まず語学指導講師の報償が、国際交流費と語学指導講師費に分かれておりますのは、主となります語学指導講師費の9万6千800円の方は、これは日常的に学校に行って授業の補助をするということのための報償費です。

国際交流費にあります報償費は、事前研修10回程度やっているのですけれども、事前研修の中で、最低限必要な英語をマスターするための指導の報償ということで、分けて、目的がちよっと違いますので。

国際交流の分については1万4千900円の実績ということで分けております。

それから、平成27年度から訪問先がオーストラリアのモルヤハイスクールに変わったということで、現段階では正式に相互交流ということまでは公式には返事をいただいておりません。

現在の窓口となっていてございます先生とのメールでの情報交換の中では、1月に中札内に来たいということで、募集のこと、それから、学校におけるそのための環境を整えるということにご苦労されているようなことが伝えられておりますので、期待をしているという段階です。

公式にはまだ返事をいただいておりますので、決定ではないのですけれども、教育委員会の受け止めとしては、ほぼ来ていただけるのではないかと。

人数については何人ということはないのですけれども、複数名の生徒の方が来ていただけるのではないかと期待感を持って、現状の認識をしております。

**○議長（高橋和雄君）** 4番中西議員。

**○4番（中西千尋君）** 今、お聞きをさせていただきました。

1月に、非公式ではあるけれども来たいという向こうからの打診もあるということでございますけれども、人数等もまだはっきりしない部分、その時点では、さっきの話で申しわけございませんけれども、今まで通りの対応という形で押さえてよろしいでしょうか。

**○議長（高橋和雄君）** 高桑教育次長。

**○教育次長（高桑浩君）** エルマと同じように、基本はホームステイで中札内に滞在していただいて、家族あるいは中学校生徒との交流を学校でもしていただくという基本的な考え方については変わりございません。

中札内と全く季節が逆ですので、オーストラリアモルヤについては雪が降らない地域です。

ですから、あえて冬ということで、モルヤにはない季節に来ていただくことによって未知の体験ができるのかなというふうに考えております。

**○議長（高橋和雄君）** よろしいでしょうか。

5番男澤議員。

**○5番（男澤秋子君）** 今、国際交流の派遣のことが出ましたので、関連でお聞きいたします。

この派遣したのは3月に実施したということですが、このスケジュールは、前回のアメリカのエルマと同じ内容の派遣内容での事業なり派遣したということでしょうか。

スケジュールですね。

それと、もう1個、その中で、今後課題となって改善しなければならないことがあったのかどうか。

それと、今回6人の派遣だったのではないかなと、報告ではそのように記憶しているのですけれども、派遣の範囲というか、派遣できる範囲というのは多分10人ぐらいだったと思っておりますけれども、6人になった理由、それがわかれば教えていただければ。

**○議長（高橋和雄君）** 高桑教育次長。

**○教育次長（高桑浩君）** まずスケジュール、日程については、エルマが15日間、出入りも含めまして15日間だったんですけども、13日間になっています。

内容についても、オーストラリアのいわゆる休日、日本で言えば国民の祝日が3月の下旬ぐらいに入っていて、そのおまつり的なものらしいということで、学校への登校できる日数がエルマよりも少ないということが、この時期ですとわかりまして、そこについては、その時期については課題かなと考えております。

その一方では、家族との過ごす時間が長いということで、学校生活はちょっと短くなるのですけれども、家族と過ごすモルヤでの生活というのは逆に長くなって、一長一短あると思うのですけれども、オーストラリアモルヤのその周辺について、かなり連れていっていただく機会も多かったり、海で泳ぐ体験をする時間が長くできたりとか、そういった自然を感じる、あるいは生活を体験できるという部分では、エルマよりも長い時間を確保できるということで、どちらがいいかというのは判断できないのですけれども、違いといえ

ばそういった違いがございます。

ですから、若干エルマとはモルヤの生活は少し違う、割合が違うということであると思  
います。

課題も含めて、今申し上げましたけれども、そこについてはもう少し、まだ1回やった  
ということで、今年についても詳しい中身のスケジュールについてはこれからの協議にな  
りますので、協議をしていきたいと思ます。

派遣の人数10人の予算を確保しておりましたが、実際に募集をしましたところ6人の  
希望しかなかったということで、エルマのときも10人の枠で7人ということもありまし  
たので、そう大きく減ったわけではないというふうには押さえております。

ただ、負担額がエルマに比べればやや多くなったということは、もしかすると6人と  
いうことになった理由にあるのかもしれないなということは感じておりますので、極力負担  
をこれ以上増やさないような工夫ができれば、もう少し、せつかく10人の枠取っており  
ますので、参加していただけるのかなと思っておりますので、そこは一つポイントなのか  
もしれません。

**○議長（高橋和雄君）** 5番男澤議員。

**○5番（男澤秋子君）** 派遣したときの内容と課題について伺ったのですけれども、学校  
に行く時間がちょっと少なかったということもあったり、家族で過ごす時間がその反面あ  
ったというようなことだったのですけれども、派遣して行った子どもたちの意見としては  
どのような意見があったのか。

家族と過ごすことが楽しかったという人もいるでしょうし、もうちょっと学校の様子、  
学校との生徒とのコミュニケーションを取りたかったという生徒もいたと思うのですけれ  
ども、その中で、どういう意見が多かったのかということ。

それを踏まえて、これからの派遣の内容を決めていくべきではないかなというように思  
いますので、そういった意見があればお聞かせいただきたいと思ます。

あと、負担、6人になったということは負担金がエルマよりも少し高くなったというこ  
ともあるのかなというようなご答弁だったのですけれども、幾らぐらい高くなったのか  
と。

そして、今度は新たなエルマからオーストラリアのモルヤになったので、生徒たちにと  
っても新たな場所ということで、そういう意味での不安もあったのかなというような私の  
個人的な考えなのですけども、まず、生徒の意見、行った感想なり、そういったことと、  
あと、金額的に幾らぐらい高くなったのか。

その点についてお伺いたします。

**○議長（高橋和雄君）** 高桑教育次長。

**○教育次長（高桑浩君）** 派遣された生徒の声として、学校での生活が短くて残念だった  
という声は直接は聞いておりません。

逆に家庭でのホストファミリーとの生活する時間が長くて、いろんなところに連れてい  
ってもらえて見聞を広められたということ、体験できたということは良かったということ  
だとか、とても印象に残っているということで、個々に書いていただいた研修レポートに  
もそういったことがあったように記憶しておりますので、プラスの面も多かったのかな  
と感じております。

これは先ほども申し上げましたけども、一長一短のところもありますので、今後、研修  
プログラムを協議する上で、そのことも意識しながら、現地と協議をしたいと考えており

ます。

エルマに比べて約1万5,000円程度、年によってばらつきが出てくると思うのですが、平成27年度と26年度を比べると1万5,000円程度のアップだったかと思えます。

理由としては、エルマの場合は、近くの空港からエルマ市までの送迎がそれぞれホストファミリーにやっけていただいているということで、その移動に係る経費がなかったというのが一つ大きな理由だと思います。

国際線での、成田または羽田からそれぞれの空港まで行く航空運賃というのはそう変わらなかったです。

ですので、オーストラリアで言えば、シドニーからモルヤまでの、今回バスで移動したのですけれども、そのバスでの移動経費が高くなった要因の最も大きな理由であります。

今年度については、バスにするのか、あるいは便数は少ないのですけれども、飛行機にするのか。

派遣される生徒の体力の面ですとか、それから時間を有効に使うという面ですとか経費の面も総合的に勘案して決めていきたいなと考えております。

**○議長（高橋和雄君）** 5番男澤議員。

**○5番（男澤秋子君）** 初めてのことでいろいろな課題とか、これから検証していかねばならない部分がいっぱいあるというように私も思いますけれども、やはりこの事業というのは、子どもたちにとっては本当に成長できるこの事業かなと思いますので、いろいろな工夫でたくさんの方がこの事業に参加できるような方法をこれからも研究していただけて、続けていただければなというように思っております。

私の意見です。

それで次の質問をしてよろしいでしょうか。

それでは、205ページになるかと思えますけれども、学校給食関係なのですけれども、報告書にもあったのかなと思いますけれども、地場食材を活用したメニューの提供に努めますということがあったのですけれども、今年はどういった地場産業の食材を活用してメニューが増えたのか。

そして今までよりも増えた食材が何なのかというようなことをまずお伺いいたします。

**○議長（高橋和雄君）** 高桑教育次長。

**○教育次長（高桑浩君）** 平成27年度に新たに増えたものについては、長ネギを増やしました。

平成27年度については増やせたのですけれども、その後、生産を止められたという、直接取引をしていた農家の方で生産を止められたということで、平成28年度はこれが減りました。

そのほか、平成27年度の途中からですけれども、ニンジン、大根、ゴボウを彩菜の郷という村内の生産者5戸でつくっている会社なのですけれども、ここから直接仕入れることが可能になりまして、ニンジン・大根については昨年9月から、ゴボウについては12月から、これが新たに増えたものです。

参考までに、今年の方も申し上げますと、一つ困りましたのが、地場産と言えなくなったものが若鶏なのです。

オホーツク管内で新たに生産農場ができたということで、表示が北海道産ということでしか表示できない、法律上そうってしまったわけですので、聞くところによりますと9割



方中札内産のものが入っているというふうには聞くのですけれども、公式にはそれを言えなくなりましたので、残念ながら地場産の食材使用実績にはカウントされなくなったというのが一つ大きな変化ということがございます。

**○議長（高橋和雄君）** 5番男澤議員。

**○5番（男澤秋子君）** 私も以前からこの中札内の豊富な野菜を子どもたちにぜひ食べさせてあげてほしいということで何回か質問させてもらっていますけれども、その生産者がいろいろなものを生産するたびにやはり接触して、そしてやっぱり取り入れる工夫というのはしていただければと思います。

先ほど、お伺いしますと、そういうようなことに努力をされているということですので、今後もやはりたくさん野菜をつくっている方がいますので、ほかにもいろいろ考えられる面があるかと思うので、努力していただきたいと思います。

それと同時に、食育についての教育はどのようになさっているのかということ、まずお願いいたします。

**○議長（高橋和雄君）** 高桑教育次長。

**○教育次長（高桑浩君）** 教育委員会では学校給食を通じて食育に取り組んでいるということです。

一つは、給食だよりを通じて、児童生徒、それから保護者の方にもそういった情報、食育にかかわる情報を毎月提供しているということがございます。

もう一つは、栄養教諭、勤務校な中札内小学校の栄養教諭なのですけれども、主に中札内小学校の子どもを、実際に教室に入って一緒に給食を食べながら、子どもの声を聞いたり、あるいは給食のことについてお話をしたりということで、給食を取りながら食育活動を行っているということでございます。

大きくは2点で食育に取り組んでいるということでございます。

**○議長（高橋和雄君）** 5番男澤議員。

**○5番（男澤秋子君）** 食育のことなのですけれども、生産者との触れ合い、例えば、そういうことというのはやってはいないのでしょうか。

まずその点。

**○議長（高橋和雄君）** 高桑教育次長。

**○教育次長（高桑浩君）** 平成27年度については、計画、予定はしていたのですけれども、実施に至らなかったということです。

平成27年度の実績はないのですけれども、平成28年度7月に、先ほど、ニンジン、大根、ゴボウを取引しております、つくっていただいている彩菜の郷の生産者の皆さんと会社の方、合わせて5人と、まず給食のメニューとして、彩菜の郷で生産されたものを使う日に給食を食べながら懇談をしました。

彩菜の郷の生産者の皆さまの生産に対する思いですとか、あるいは給食に対する感想とか、こちら側からの希望だとかいうことを意見交換をしております。

平成27年度については残念ながら実施できておりません。

**○議長（高橋和雄君）** 5番男澤議員。

**○5番（男澤秋子君）** これからもこのことは進めていった方が、やっぱり生産者の気持ちが子どもたちに伝わることによって、そのものを理解しながら食べるということは素晴らしいことだなと私も思いますので、進めていただきたいと思いますのですけれども、それと同時に、平成28年度から七色献立プロジェクトという事業が始まりましたけれども、そ

れとの関連で、これから食育というものを進めていってもいいのではないかなと思いますけども、その考え方について。

**○議長（高橋和雄君）** 高桑教育次長。

**○教育次長（高桑浩君）** 福祉課のこの事業と連携するといいなというふうには、打ち出されましたから思っております、調理場内部でも少し話をした経過があるのですが、そもそも健康に良いということは給食の献立をつくる上で、バランスのいい食事だとかいうことはもちろん配慮してメニューを、献立をつくっている、この七色献立プロジェクトの方の目的ともほぼ同じようなことをしていると。

ただ、色にこだわってということはないのかもしれませんが、目的についてはバランスの良い食事で健康な体をとるところは一致すると思いますので、直接的に連携して今何かをやろうという、これを給食でも取り入れようという動きまでは至ってないのですけれども、そもそもが先ほど申し上げましたようなことですので、特に今、これを取り入れてというところまではいっておりません。

ただ、連携すべきことも、料理は栄養素だけではなくて、見た目にも色がいろいろあって楽しむということも一つ食育としても必要なことですので、連携できる場所はあるのではないかと私は思っておりますので、今後、もう少し研究して、福祉課とも連携していきたいと考えております。

**○議長（高橋和雄君）** 5番男澤議員。

**○5番（男澤秋子君）** すみません、平成27年度決算なのに平成28年度にまでちょっと遡ったということで質問しましたけれども、やはり食育というのは小さいときから食べることに興味を持つ、そして、そのことが大事だということがもう基本にありますので、ぜひ、そういうことを踏まえて進めていただければと思います。

**○議長（高橋和雄君）** ご意見としてお聞きしておきたいと思います。

3番黒田議員。

**○3番（黒田和弘君）** それでは2点ほどお願いをいたします。

平成25年度にリニューアルした上札内交流館なのですが、あれ1億円ぐらいかけてリニューアルしましたよね。

それで、条例も全文改正で、村民の方が多くいろんな面で使えるようにということで条例化したものですから、利用の状況がどういう実態になっているのかなということで、過去調べてみました。

そしたら、新しくリニューアルしているにもかかわらず、昔の公民館とそんなに利用状況がほとんど変わっていないんですね。

伸びているというのは、放課後児童クラブ、5年生、6年生が拡大したから、その辺が数的に伸びているのかなという状況で私は把握しているのですが、それで、平成27年度の当初も、そういう利用のことについては私が質問したのを見ますと、答弁として、子どもだけでなく社会人の利用のPRについても併せて行っていくよということで、私は利用増を非常に期待していたんですね。

結果として、今言ったようにほとんど伸びていないということですから、やっぱりPRというのかな、村民の人が中心かと思いますが、村外でもよろしいのですが、もっと広範囲に使えるよということの大いにPRする中で、村民のみんなが、ああ、いい施設だなということで大いにそこで地域コミュニケーションですか、取れるようなことで先導していく必要があるのではないのかなというふうには、今までの経過を考えるとと思いますので、

その辺の考え方、PRの方法や何かについてもお答えをいただきたいなというふうに思います。

それからもう1点は、225ページの需用費の不用額です。

総体で1,400万円という文化センター管理、かかるわけですが、3月補正、最終的な補正もあるにもかかわらず、102万2,000円ということで非常に多額の不用額が出ているのですけども、どのような理由によって、この額が生じているのか教えていただきたいというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） 高桑教育次長。

○教育次長（高桑浩君） 上札内交流館の利用状況が増えていないということですが、増えておりません。

主に地域住民のコミュニティセンターとして使われていることが、定期的な利用ではそういうことですので、上地区のその人口の減少もあるのかなと思っております。

利用人数で言えばですね。

が一番大きな要因かなと思います。

変化としましては、交流館がリニューアルしたことによって、例えば、社会人の研修の場であります関西学院大学の小西先生の北海道地方財政アカデミー、合同講座、幾つかの市町村の職員が集まっての自主的研修の場なのですけども、これが平成26年度から交流館でできるようになったということは、40人程度の参加なのですけれども、継続して平成27年度も使っております。

PRとしては、このリニューアル後、子どもたちにも研修の施設として多く使っていたきたいということで、教育長会の、移動教育長会議というのがありまして、その視察場所として交流館を選んで、教育長さんの皆さまから教育委員会に帰って、中札内にいい施設あるぞということでPRを期待したり、あるいは、校長会、教頭会でもPRをさせていただいたりしております。

これは平成28年度に入ってからですけども、道内の各大学のおおよそ学部ごとに、大学数はそんなにありませんけども、100程度、直接ダイレクトメールで上札内交流館をぜひ利用をということで資料を送付しております。

今後の利用増に期待しているところであります。

需用費については、後ほどお答えしたいと思います。

お時間いただきたいと思います。

○議長（高橋和雄君） 需用費については時間がほしいということです。

3番黒田議員。

○3番（黒田和弘君） 交流館の関係ですね、次長も今答弁したのも一つですけども、公民館のときは、かなり社会教育ということで範囲が絞られて、誰でもかれでも使えるような状況でなかったのですよね。

この交流館については、もっとどなたでも使えるようにということで、条例の中身もかなり緩和されているのです。

だから、その辺を大いに出して、村民の方もこういう形で使えるよということを、やはり主体的にPRすることによって、ああ、それであれば使用料も安いし泊ってみようかというものがどんどん私には出てくるのだろうと思うのですよ。

特に冬場あたりは農村地区は家庭にこもる時間も多いわけですからね。

だからそういうものを利用して大いにやっぱり公民館で地域の連携をやるだとかという

交流の場を今一度確認していただいて、大いに、ああ、いい施設だなと。

やはり1億円かけて改修したことが正解だったわという、ぜひそんなものに私は期待をしていますし、管理体制の額についても、平成28年度ですか、委託料増額しているわけですから、ぜひ、そんな趣旨に乗って、次年度からは大幅に利用者が伸びることでの私は期待をしたいというふうに思いますので、そこら辺の意欲について、もう一度お伺いをしたいというふうに思います。

**○議長（高橋和雄君）** 高桑教育次長。

**○教育次長（高桑浩君）** 大変難しいご意見だなと思って聞いておりました。

まずは交流館を使うというのは目的がなければ使えないので、その運動といいますか、活動をつくらなければならないのだろうなと思います。

教育委員会だけでなく、まちづくり全体ですね。

そこがなければ交流館の利用というのは増えないと思いますので、大変難しいご意見だなと思って聞かせていただきました。

感想のようなお答えになってしまいました。

**○議長（高橋和雄君）** 3番黒田議員。

**○3番（黒田和弘君）** 難しいということはそういう観点に、利用増にあまり意欲的になれないということなののでしょうか。

難しいことでも、私が言うのは、この条例化したときに、多くの人があまり堅いこと言わないで、使えるようにということで期待をして条例化しているのです。

結果として、昔の公民館とほとんど利用が変わっていないと。

貴重な村民の税金を1億円投入して、期待する施設ということで改修しているわけですから、執行者としてはそういう趣旨に乗かって、私は意欲的にPRに努めて村民の多くが使えるようなことでやっていくのが執行者の責任でないのかというふうに思うのですが、いまいち答弁をお願いをいたします。

**○議長（高橋和雄君）** 答弁をもらってその後休憩に入りたいと思います。

高桑教育次長。

**○教育次長（高桑浩君）** 大幅な利用増というのは難しいと私は思っております。

利用増だけではなくて、かなり使い勝手が良くなって快適になったということがあると思うのですね。

利用者の方に快適に便利に使ってもらえることができるようになったということで、一定の成果はあったのかなと思います。

今後も地域のコミュニティセンター機能を中心として、そう今から飛躍的に大きく増やすということは実現は難しいと考えておりますので、議員ご期待には沿えないかもしれませんが、PRにはもちろん努めますけれども、村内外、そう大きな期待は持たれても困るかなという感じを持っております。

**○議長（高橋和雄君）** 1時まで休憩をしたいと思います。

暫時休憩をいたします。

休憩 午後12時05分

再開 午後 1時00分

**○議長（高橋和雄君）** それでは、午前中に引き続き会議を開きたいと思います。

宮部議員が出席されております。

発言だけではできませんので、よろしくお願いをしたいと思います。

それでは、10款教育費から質問をいただきたいと思いますが、先ほど黒田議員の質問の答弁が残っておりまして、高桑教育次長の方からお願いをいたします。

**○教育次長（高桑浩君）** 先ほど、文化創造センター管理費の需用費の不用額109万2,000円の内訳の質問についてですけれども、主に重油でありまして、109万円のうち92万円が燃料費の執行残ということでございます。

要因としては、当初予算編成時には単価97円で見積もりをしておりましてけれども、最需要期の2月の時点で単価が58円ということで、1リットル当たり39円の下落というのが最も大きな要因でございます。

最終の3月の補正の段階でも、燃料費、光熱水費、電気料もそうですけれども、燃料費を取ってみれば97万6,000円の減額をいたしました。それ以上に執行残が生じたということで、やや見込みが甘かったなという感じがしておりますが、要因としてはそういうことでございます。

**○議長（高橋和雄君）** それでは質疑を受けたいと思います。

そのほか、質疑ございませんか。

2番森田議員。

**○2番（森田匡彦君）** まず2点質問させていただきます。

先ほど、教職員住宅など管理に関する質問があったのですが、それぞれちょっと別の視点で、今、中札内中学校、小学校の先生方の村内居住率というのでしょうか、どれぐらい地元に住んでいただいて教育活動に携わっていただいているのか、まずその現状の認識をさせてください。

それと、実績報告書の8ページのピータンスポーツクラブ、こちらについては、決算資料の58ページに参加人数、開催回数等は書いてあるのですが、前年度、過年度と比較してどのような実態にあるのか。

どのような活動実態にあるのか、その傾向ですね。

それについて説明いただけたらと思います。

**○議長（高橋和雄君）** 高桑教育次長。

**○教育次長（高桑浩君）** 1点目の教職員の村内居住率ですけれども、直近でよろしいでしょうか。

現在、村内居住が16人でございます。

このうち教員住宅に入られている方が15人、一人は持ち家ということです。

居住率ですけれども、およそ、小中学校で言えば3分の1程度、3分の2程度が村外からの通勤ということでございます。

2点目のピータンスポーツクラブの活動の傾向ですけれども、立ち上げをしまして、会員数が百二、三十ぐらいまで増えたのですが、現在、100をちょっと超えるぐらいということで、やや減少しておりました。

そういった平成27年度までの状況があったものですから、もう少し裾野が広がるように、ピータンスポーツクラブで活動するメニューを増やしたり、もっと気軽にできるものがないかと種類も検討を役員会でしまして、平成28年度のお話になって恐縮なのですが、新たに試験的な意味合いも含めて、新たな取組みも始めているところで、今後その推移を見ながら、その試験的にやったものを定期的にやるのがいいのかどうかという

ことの検討を行って、活動を活発化していきたいというふうに考えております。

参加人数についてのご質問についてはやや減少という、会員数も含めてですね。

今、増加のための取組みで努力しているところであります。

**○議長（高橋和雄君）** 2番森田議員。

**○2番（森田匡彦君）** それでは、教職員の地元居住率ということなのですが、3分の1は地元ということなのですが、これなかなか、これをまだ増やすというのは簡単なことではないと思うのですが、地元に住まわれないような要因というか、どのように把握されているのか。

あと、地元の居住を各先生方には、基本的には促しているような活動状況であるのか。

その取組みですね、まず教えてください。

それともう一つ、ピータンスポーツクラブ、先ほど、平成28年度にちょっと入ってしまうのですが、平成27年度までの状況を踏まえて新たな取組みをされているということなのですが、これは試験的にどんな取組みされているのか、すみません、参考までに、平成28年度にかかるのですけどちょっと教えていただけたらというふうに思います。

なかなかこればかりはすぐ増えるということにならないと思うので、いろいろ試行錯誤するのはやむを得ない。

まだ本当に新たな動き、まだ十分定着してきていない組織の活動なので、それはなかなか大変だと思うのですが、今、その試験的に取組まれているということをもう少し具体的に教えていただけたらと思います。

**○議長（高橋和雄君）** 高桑教育次長。

**○教育次長（高桑浩君）** まず先生方の村内居住率の低下についてですが、個々は家庭の事情が幾つかあるのだらうなと思います。

一つは、一定の世帯の構成によって、持ち家に移行しているということ。

それが中札内村ではないということが一つあると思います。

もう一つは、少し関連しますけれども、特に高校ですね、高校の進学にあたって、利便性の良い帯広あるいはもう少し近い周辺というところを希望される方がいらっしゃるのかなということがあります。

大きくはそういうことかなと思いますし、これは可能性としては、一つ教員住宅の老朽化というものもあるのかもしれません。

ちょっと古くて、紹介はされたけども止めるはという方も今年いらっしゃいましたので、そういうこともあるのかもしれません。

大きな要因ではないかもしれませんが、そういったことが要因かなと考えております。

居住にあたっては、人事協議のときに教育長からそういったことについてはお話をいただいているのですが、強制できないものですから、できれば住んでほしいという願いはしているところですが、結果としては、居住率が下がっているということです。

先ほど、3分の1程度と申し上げましたけども、正確な数字では36.4%が直近の、現在の数字であります。

2点目のピータンスポーツクラブの会員増、あるいは参加の増のための新たな取組みとしては、一つメニューとしては、これまでどちらかというとダンスですとかヨガとか、男性がちょっととっつきづらいいと言いますか、イメージとしてですね。

そういったのが主で活動してきたのですけれども、新たに、本年度、すでに計画しておりますのは、登山ですね。

これは男女関係なく、年齢もかなり幅広く取組めるということで、9月3日の日、すでに取組んでおります。

もう一つは、これも比較的幅広く参加できそうなサイクリング、これを10月10日の体育の日、ファミリーマラソンと同じ日なのですけれども、午後に計画をして鋭意おりまして、現在参加者募集中で、簡単に、比較的とつきやすい、男女あまり関係なくというところで新たな企画を行っております。

もう一つ、会員のメリットということも、これまで役員会の中では指摘をされて、要望がされておりました、会員だけのメリットはないのではないかと、会員でなくても参加できるのではないかとということで、ポイントカード制というのを取り入れまして、5回参加すると、そのポイントが5個貯まりますと、1回無料で事業に参加できるというそういった会員特典を設けました。

好評であります。

それで参加人数が増えることを期待しているものであります。

もう一つは、更別村との広域連携で、すでに、例えば、指導主事の連携ですとか、お互い施設を使い合うということは、芸術鑑賞も含めて、プールも含めてやっているのですけれども、新たにソフト面では、生涯学習事業の、わかりやすく言いますと相乗りですね。

双方が主催するものに双方の住民は参加できるということで協議が整いまして、平成28年度からですけれども、本年度の話になってしまいましたけれども、そういった取組みを行うことによって、双方人数が少なくてなかなか開催が危ぶまれるような企画も、両村の住民が対象になることによって、いわゆる最低最高人数を確保できるということがあると思いますし、より多くの方が参加して、メニューの広がりも期待できる。

中札内ではできないものは更別村のメニューで参加できるですとか、逆の場合。

そういったことで、ピータンスポーツクラブの活動については、今、努力しているという状況でございます。

**○議長（高橋和雄君）** 2番森田議員。

**○2番（森田匡彦君）** ピータンスポーツクラブについては了解しました。

本当にいろいろ、利用の向上に向けて、活動活発化に向けて取組まれているということ、特に生涯学習の2村、相乗りというのは非常に良い企画ですね。

同じような事業やっていることもあるでしょうし、経費の削減にもなりますし、事業の活発化にもなります。

こういうのはぜひどんどん積極的に続けていただきたいなというふうに思っております。

それとあと、教職員の地元居住についてなのですけれども、これ基本的には家庭の事情のあまり関係ない新任の方、主に独身の方だとか割と若い教職員の方については、ほとんど地元に住居されているという認識でよかったですでしょうか。

それについての状況は。

**○議長（高橋和雄君）** 上松教育長。

**○教育長（上松丈夫君）** 人事に係りますので、ちょっとお話をしたいと思うのですが。

指摘のように、教員はその勤める土地に住むというのが、私もずっとそうしてきましたし、基本だと思っています。

しかし、諸般の事情でそうならないのがあるのですけども、若い人は、特にのうちの学校は小学校も中学校も年齢構成をバランス良く取っています。

これはもうほかの町に誇れる。

新しい人どんどん、大学卒業して試験に受かった人が、新採用で採るとか、あるいはどこかのところで4年間務めたものがうちの村へ来るとか、そういう若い人も採るようにしています。

ほとんど若い人はここに住むように、それが人事の条件というか、それなら採るよという話をしていますので、住めるようになってくると思いますね。

ただ、それ以上上の人は、やっぱりいろんな家庭の事情で、例えば、更別にもう家を構えていて、更別から通わざるを得ないとか、それで、根本的に言いたいことは、人事の方針の中で、そういうことは私は思いながらも、住むのが条件ということで思っているのですけども、人事の一番最初の条件はそうではないのです。

やっぱり子どもとしっかり向き合えるような、良い先生というかな、そういう先生を採りたいというのが第1条件でありまして、そのときの条件によって、どうしても帯広から通わなければならないとかいろいろあるかもしれませんが、ここに住むのが先で、ではというふうには私は考えていません。

子どもたちのために、しっかり子どもと向き合える先生を一人でも多く持ってきてほしいというのがありますので。

そういうバランスの上、非常に難しさもあるのですけども、若い人はもうぜひ住まなければこっちに来てもらわないよと、厳しいことも言いながら、若い人は来て、きちんと住むようになっておりますので。

基本的には、やっぱりそこで住むというのが教育者としての当たり前の姿勢だと思いますけども、なかなかこの時世、そうはいかないというのが現状です。

これからはできるだけ住むような人たちを持ってきたいなどは思っています。

**○議長（高橋和雄君）** 2番森田議員。

**○2番（森田匡彦君）** 承知しました。

できれば本当に、まだ持ち家持っていない方々、家庭の事情あるのでしょうか、中札内に子どもを連れてきて教育して、住んで、この中札内素晴らしい教育、自分の子どもにも受けさせたいという、そういった教育の実現に向けてさらに努力していただきたいという要望をいたします。

それともう1点、最後、教育関係で私最後の質問させていただきます。

これは実はどこにもちょっと書いていないのですけれども、平成27年度はご案内のとおり、教育委員会制度が62年ぶり、約60年ぶりに改正された重要な節目の年度となっております。

これで、平成27年度、その最初の初年度、終わりました。

これについては、村長が実践教育に深くかかわることができるようになって、総合教育会議というものも立ち上げて協議されていることと思います。

その上で、村長指導のもとで教育大綱というものも策定されて今進められているところなのですけれども、それで、教育委員長と教育長も兼務ということで進められているわけですが、1年間、平成27年度終わって、この新教育委員会制度のもとでどのようなメリットが感じられて、それでどのような逆に課題を感じられているのか。

村長、そして教育長にぜひその部分の評価を聞かせてください。



村長特に今回初めての動きということだったので、なかなかかわり方難しい面はあったと思うのですが、1年間振り返って、首長として民意をどのように教育に反映していくのかというような考え方で、立たれたのか、お考えを聞かせてください。

**○議長（高橋和雄君）** 田村村長、お願いします。

**○村長（田村光義君）** きちっと総括をしておりますので、言いますと、なかなかまだ私としてというか、そのかわりとストーンと深く理解をしていないという状況でちょっと答弁させていただきますので、その分少し引いていただきたいというふうに思います。

基本的な考え方が、わかるわからないではなくて、改正があったということで、より深くという意味では、今までの方法で良かった面もあるし、いわゆる今回の一緒に考えていくという総合教育会議が持たれるという意味では、入り口では一定の理解を示しながらやっております。

ただ、その方針等をつくったのは、ベースであったものを、大綱的なものでつくっておりますので、ここ一つひとつ、この1年の中で感じたというところまでは、まだ正直行っておりません。

今、近々また会議も開かれるのですが、その中で、私としての点検をしながら、どちらかという、実態をどこまで聞けるかという程度かなというふうに私自身は思っております。こちらから、実施にあたってどうこうという、いわゆる意見を述べるまでにはちょっと行っていないのかなということを思っています。

これはお互い、それぞれの立場で今時間をかける面あると思いますし、直接聞かせていただくことで、予算に関係あるものについては、2年目になれば、少しその理解も深まって、意見としてあるものが取り上げやすくなるのではないかなという感想を持っております。

**○議長（高橋和雄君）** 教育長、お願いします。

**○教育長（上松丈夫君）** 新しい教育委員会制度になって、総合教育会議というのができました。

私は非常に喜んでおります。

その前までも、村長、副村長も含めて、教育のかかわる要望だとかお願いについてはしっかりと話をして取り入れてくれるものは大いに取り入れてくれて進んでいるのですが、この会議というのは、私と村長や副村長という意味でなくて、教育委員が村長に直接物を言ったり、お願いをしたりする場でありますので、そういう面では教育という大きな視点で共有化が図れるという視点では、私は、先ほど申し上げたように、良い方法だなと捉えている一人であります。

ただ、始まったばかりですので、では何をどうということは今現時点ではありませんけれども、教育委員の皆さん方もその辺を踏まえて、日常活動といいたまいますか、かなり学校教育も含めて、社会教育も含めて、そういう目でものごとを見ながら、そういう場があれば、自分の意見として、もっと言えば、村民の代表でもあるわけですから、村民の意見をそういう場で反映できるというふうに私は捉えていますので。

始まったばかりですから、まだ大きな成果とかないですが、共有化を図るという面では良い場として私も捉えておりますし、その辺はやっぱり村全体の教育の推進という観点から、大いに活用しながら進めていきたいというふうに思っているところであります。

**○議長（高橋和雄君）** そのほかの人、お願いをいたします。

よろしいですか。

ないようでしたら次へ移らせてもらってよろしいですか。

教育費についての質疑がないようですので、次に進ませていただきます。

もし何かありましたら、後ほど全般でまた質疑を受けたいと思いますので、そのときにお願いをいたします。

それでは、次に移らせていただきます。

11款災害復旧費、12款公債費、13款諸支出金、14款予備費を一括して、228ページから231ページまでの質疑を受けたいと思います。

概要説明がございませんので、即質疑を受けたいと思います。

よろしいですか。

ないようですので、次へ進ませていただきます。

次は、歳入全般について質疑を受けたいと思います。

42ページから75ページまでと、財産調書、黒ナンバー17番の質疑を受けたいと思います。

ありませんか。

なければ次に移らせていただきますがよろしいでしょうか。

3番黒田議員。

**○3番（黒田和弘君）** ないようですから私の方から何点か質問したいというふうに思います。

歳入ですが、主に村税です。

行財政運営の基本的な収入でございますので、この基本となる村税の徴収ということで非常に大変な業務なのですが、主には決算審査意見書ですか、縷々書いてございまして、中身については一読をさせていただきました。

それで、何点か聞きたいわけですが、まず、43ページの村税の収入未済額ということでは562万4,000円、さらには不納欠損額26万6,510円という特徴的なことが出ていますけども、その収入未済額については、前年に比べて90万6,000円増えているのです。

その辺の要因というのですか、それを教えていただきたいなというふうに思います。

それと、不納欠損額26万6,510円ということで、その中身を見ますと、個人村民税、固定資産税、軽自動車税ということで、11人の方が不納欠損ということで、不納欠損になりますと調停から引かれて、今後一切徴収ができないというふうなことで、なぜ不納欠損となったのか。

その辺をまずお聞きをしたいというふうに思います。

**○議長（高橋和雄君）** 坂村民課参事。

**○住民課参事（坂村暢一君）** それでは、私の方から今のご質問についてご説明申し上げます。

まず1点目、村税の収入未済額、前年度よりも増額をしている要因ですが、この中では、特に個人住民税現年分が未済になっていることが大きい要因になっております。

その内容ですが、所得税の修正申告がございました。

それによって、住民税は所得税を課税標準としておりますので、その分住民税が、過年度分現年課税、いわゆる過去に遡って平成27年度に課税をした住民税、2件ありましたが、これが合計約100万円程度。

それからもう1件、平成27年度中に納税義務者の方が亡くなりました。

相続をされるわけですが、相続人が全員相続放棄をされましたので、現在相続財産法人となって、相続財産管理人を選出をして、財産を現金化して納税をしていただく手続きをしているところがあります。

これが約70万円ですので、両方で約170万円ほど例年よりも未済額が、平成27年度は増えたと。

この2点が平成27年度収入未済額が増えた要因だというふうに考えております。

もう1点の質問ですが、不納欠損額の要因です。

平成27年度不納欠損額26万6,510円、これは3名の方が不納欠損ということになっておりますが、3名とも滞納処分の停止が3年継続をしたことによって、地方税法15条7第4項によりまして、不納欠損したところであります。

**○議長（高橋和雄君）** 3番黒田議員。

**○3番（黒田和弘君）** 不納欠損の方ですね、いわゆる滞納処分をして停止して、3年間経つと消滅ということで不納欠損になるのですが、この3名の人というのは村内の人なのか、村外なのか、あるいはまた、歳出のときで申しあげました十勝滞納整理機構ですか、その辺の機構もあるのですが、そこら辺の流れというか、ちょっと、そういうことで徴収できなかったという、最終的には不納欠損なのですが、その経過などをお知らせをしてください。

**○議長（高橋和雄君）** 坂村住民課参事。

**○住民課参事（坂村暢一君）** 不納欠損の3名の方についてですが、お住まいは、お一人の方は村内に在住ですが、お二人の方は村外に在住をしております。

不納欠損に至った経過ですが、この3名とも、生活保護を受給しております。

よって、納税する資産がないという判断がございまして、滞納処分執行停止になりました。

それが現在に至って3年間継続したということでございます。

このご3名に関しては、生活保護受給ということもありまして、滞納整理機構に引き続きはしておりません。

**○議長（高橋和雄君）** 3番黒田議員。

**○3番（黒田和弘君）** それでは、収入未済額の一部のことですよ。

90万円増えた理由しか聞いていないのですが、不納欠損の理由もわかりました。

先ほども申し上げたとおり、貴重な歳入確保が必要なのですが、それで今後のやはり徴収率向上ですか、やはり向上に向けた取組みというのですか、そんなのを毎回聞いているわけですが、期限までに納税した住民との間に不公平を生じることになるわけですが、そんな意味で、ぜひ徴収率向上に向けた取組みが必要でないのかなというふうに思いますので、そこら辺の考え方について述べていただきたいなというふうに思います。

**○議長（高橋和雄君）** 山崎住民課長。

**○住民課長（山崎恵司君）** 徴収率向上の取組みということですよ。

基本的なスタンスはこれまでと何ら変わりません。

できるだけ滞納してしまうという状況をつくらないようにするというのが、まず大きな1点目かなと。

つまり、現年度分課税している分については、納期限までに納められない場合については、当然督促をし、電話等での収納依頼をできるだけ早くかけるということだというふうに思いますし、またそれが溜まらないようにするというのもまた一つのやるべきことかな

というふうに思っています。

それを基本的な考え方として、徴収率の向上につなげるということになるわけですが、どうしても滞納してしまったというケースについては、うちの税務の職員、窓口となって、滞納されている住民の方ときちんとお話をして、納めるためにはどうしたらいいかというところのアドバイスも含めてやっていく所存であります。

そういったことから徴収率がアップしていくものと。

また、それではどうしても対応ができない悪質なケースということも当然想定されますので、そういった場合については、滞納整理機構に引き継ぐ中で知恵を借りて対応してまいりたいというふうに考えているところであります。

**○議長（高橋和雄君）** 3番黒田議員。

**○3番（黒田和弘君）** ぜひ頑張ってくださいというふうに思いますが、やはり徴収大変な業務ですけれども、やはり徴収率上げるためには、それぞれ担当の者と住民とそういう未納になっている人との年に何回かのやり取りではなかなか、いろんな理由があって納めれないということで未納になっていくわけですけれども、やはり日常的な連携というのかな、担当と未納者との連携というのは非常に大切だというふうに思うのです。

そこら辺を通じていけば、未納者は少なくなって行って、徴収率が上がるのではないかなというふうに思いますし、その生活状況もいろいろ変わるわけで、変わった場合についてはそれなりの制度がありますからね。

ぜひ、そんなものも活用しながら、ぜひ頑張ってくださいというふうに思います。

それと、75ページの過年度収入の調定額が429万5,000円と。

そのうち収入になったのが149万2,000円。

収入未済額がまだ280万円ほどあるというこういうことでございますが、額については年々増えてきているような状況なのですね。

思うには、監査資料なんか見ますと、村営住宅の使用料あたりが主に占めたものなのかなというふうに推測するわけなのですが、それらのまず内訳について教えていただきたいなというふうに思います。

**○議長（高橋和雄君）** 坂村住民課参事。

**○住民課参事（坂村暢一君）** それでは、税外の過年度収入、これ、未収額の内訳でよろしいでしょうか。

未収額280万3,423円の内訳です。

へき地保育所手数料11万4,000円、放課後児童クラブ負担金9,000円、村営住宅使用料265万4,300円、村営住宅排水処理施設使用料3,200円、給食費2万2,923円の合計であります。

**○議長（高橋和雄君）** 3番黒田議員。

**○3番（黒田和弘君）** 今、内訳、収入未済額の内訳を述べていただきましたが、思った通り、ほとんどが村営住宅の使用料が当年度分でなくて過去の分がここに数字となってさらに未済額が増えてきていると、こんな状況で、監査意見書でも、この3年間連続して増加傾向にあると。

早期接触を図って、収入未済額の縮減に向けて取組んでほしいというこういう監査委員からのご指摘もあろうかというふうに思うのです。

それで、49ページの当年度の村営住宅の使用料見ますと、ここでも148万2,00

0円、あるいは、排水柵が2万8,000円ということで、非常に額的に多くなってきているのですね。

以前も私も、これを縮小するためのことについていろいろ決算議会や何かについて述べてきておるのですが、その収入未済額を減らすための方策というのか、徴収の努力というのか、その辺の考え方について、とりあえず述べていただきたいというふうに思います。

**○議長（高橋和雄君）** 火山副村長。

**○副村長（火山敏光君）** 考え方は税の考え方と同じでございますので、公営住宅だからといって違う考え方を持っているということではございません。

ただ、平成26年度比較すると、金額的には倍ぐらいになっていきますから、このままではいけないということで、もっと具体的に言うと、できるだけ接点を多く持って、状況とかを把握しながら、あるいは、ケースによっては高い家賃から低い家賃の公営住宅に移動していただくような打診をするとか、これは去年の監査でもご意見をいただいておりますけれども、きちっと公営住宅だけの問題ではなくて、大体が国保税であったりだとか村税であったりだとか、私どもの担当課で言いますと、公営住宅以外にも、簡易水道、下水道と。

やはり多額になっていく傾向が最近の傾向としてはあるのかなというふうに思っております。

これに対しては、前年度ご指摘にもありましたので、より緊密に納付勧奨をするなり督促を発行するだけではなくて、電話で随時来ていただけるものは役場の方に足を運んでいただく。

納付誓約を取って、納付誓約を取った上で、ひと月経っても来ないときには、再度また電話をしてお出でをいただくというふうにして、これを時系列にきちっと内容を把握して取組んでいくということで、平成27年度の中では取組んでおりますが、あいにくと、当該年度分が増加しましたので、これは平成28年度に入ってから、また新たな対策として具体的な方策を取組んでおりますけれども、これは今現在執行過程でございまして、その成果がどこまで上がっているかは、額的には間違いなく納付額は増えてきているのですけれども、それがどこまで最終的に成果となるかは、もう少し見極めていかなければならないのかなというふうに思っています。

**○議長（高橋和雄君）** 3番黒田議員。

**○3番（黒田和弘君）** 今、副村長から述べられましたけれども、そのことは以前からも、それぞれ努力した結果が結果として決算になっているわけですけどね。

ちょっともう少し詳しくあれしますと、村営住宅入居にあたって、連帯保証人というのかな、取っていますよね。

条例上では、住宅の明渡し請求ということで、それぞれ規定があるのですが、やはりそこら辺に踏み込まないと、なかなか収入未済額というのは減っていかないような気がするのです。

それで、先ほども税で述べたとおり、期限内に納めている人、あるいは、そういうことで納めない人ということで不公平を感じるのが住民の多くの考え方でないかなと思うのです。

そこら辺のことまで踏み込む必要性、前に質問したときはそこまでやっていないようにちょっと答弁をもらったのですが、今となつてはそこまで入居者との連携というのかな、なかなか治まらない場合については、保証人取っているわけですから、その辺の実情

も聞きながら、やっぱり一体となった形で納めていただくというそんな方向転換というか、私は必要でないかというふうに思うのですが、その辺の考え方について答弁をいただきたいと思います。

**○議長（高橋和雄君）** 火山副村長。

**○副村長（火山敏光君）** どんどん行きますと平成28年度の今やっている話までというふうになりますから、これはあくまでも平成27年度の結果を押さえてということで、先ほども説明させていただいているつもりですけれども。

当然今おっしゃっていただいているような保証人には、古い人はこれはなかなか通知がどうなっているか、それが法的根拠がどこから発生しているかとか微妙な問題もありますけれども、ちょっと今年の話になりますのでご容赦いただきたいと思いますけれども。

今年の4月からは、新規の分は全部本人に通知をするとともに、保証人に対しても、滞納があった場合に履行していただきますよという通知文書を全部送っています。

それと併せて、滞納額の大きい方には、本人と連帯保証人に対して、本人に対しては、連帯保証人に通知をしますよ。連帯保証人に対しては、このままですと、あなたに保証していただきますよという通知を送らせていただいております。

これをやらないと、なかなか効果が上がっていかないと。

これをやった結果、アナウンス効果というか、やはり連帯保証人の方が入居者に対して何らかのアクションをするということで、前年に比べると、6月7月8月ぐらいでかなり納めていただいているケースもございます。

それともう一つ、悪質な場合は、退去勧告をするということもその文書の中に入れております。

先ほど申し上げましたけれども、公営住宅だけではなくて、簡水も下水もありますけれども、下水は公租公課ですからいいのですが、差し押さえとができますけれども、簡水と住宅は差し押さえができません。

簡水は、今やらせていただいているのは、給水停止の通知です。

このまま滞納が溜まると給水停止をさせていただきますというようなこともやらせていただいておりますけれども、とりあえずは、なるべく数を、接点、何度も何度も接点を持ったり、うちの職員が二人セットで出向いて、少しでも払っていただくようにやらせていただいておりますが、悪質な場合は、こちらも、先ほど言いましたように、毅然とした態度で対応していきたいというふうに考えております。

**○議長（高橋和雄君）** 3番黒田議員。

**○3番（黒田和弘君）** 施設課長が副村長兼任しているということですから、私も期待をしたいですし、新たにそういった方向付けで頑張っておられるということですから、少しは解消されるのかなというふうに思っていますので、ぜひそういう観点で頑張してほしいのですが、納めれないという理由もそれぞれ未納者の中にはいると思うのですが、制度上許される限り、やっぱりその生活実態も踏まえた形のほかの考え方もありますから、ぜひ、そういう保証人も入れた中での処理というのかな、ぜひ頑張っていただきたいなというふうに思います。

**○議長（高橋和雄君）** ご意見としてお聞きしておきたいというふうに思います。

そのほか。

3番黒田議員。

**○3番（黒田和弘君）** 財産調書、増減の理由については説明資料ありますからそこでわ

かるのですけど、チラッと感じたのは、30ページの山林の面積、立木の推定蓄積量って出ていますよね。

決算年度中の増減高4立米と書いてあるのですが、木というのは1年来るとそれぞれ成長していますから、年間の成長量というのは資源表の中に出ていると思うのです。

それだとか、伐採したものについては、当然実績わかりますから、それから引くことになるのだけでも、推定値ということになるのですかね。

この4立方メートルと見ますと、そういう成長についてはゼロというこんな解釈になるものですから。

今度その辺勉強していただいて、年間の成長量か、そんなものも入れる必要があるというふうに思っていますので、検討していただきたいというふうに思います。

**○議長（高橋和雄君）** ご意見なのですが、その辺はどうなのでしょう。

承っておきたいということでございます。

そのほか。

よろしいですか。

ないようですので、次へ移らせてもらってよろしいですか。

では次へ移らせていただきます。

特別会計の方に移らせていただきます。

国民健康保険特別会計、概略説明はすでに終わっておりますので、234ページから253ページまでの質疑を受けたいと思います。

2番森田議員。

**○2番（森田匡彦君）** ちょっと先日フライングして質問したのですけれども、国民健康保険事業に関連して、保険給付費が前年度に比べて4,000万円ほど減少したというその要因について、ご説明いただければと思います。

**○議長（高橋和雄君）** 山崎住民課長。

**○住民課長（山崎恵司君）** 保険給付費、実績報告の中で保険給付実態、前年度と比較して4,000万円程度減少しているというその数字的な要素だけを実績報告の中で表しました。

実際には、その要因というのは、単純でいけば、例えば、入院の件数が多かった少なかった。

または大病による手術が前年度はあった、つまり平成26年度はあったけれども平成27年度はなかったということが主な要因というふうになりますが、一応統計上集積したものがあって、そこでちょっと調べてみると、先ほど言った入院及びその手術の件数自体が前年度より大きく減少していたと。

そのことが要因となって、保険給付費が下がったということでございます。

ただ、その病名が何だったかというところまではさすがにデータの集積がされていませんので、そこまではちょっと詰めてはいないです。

**○議長（高橋和雄君）** そのほか。

3番黒田議員。

**○3番（黒田和弘君）** それでは2点ほどお願いをいたします。

昨年の議会でも申し上げたのですが、国保事業については、平成30年度から国保の運営主体が都道府県へ移行されるということで法律化されているわけですが、1年経ったその後の状況、特に国保税の負担等新しい情報がありましたら、報告していただきたいなど

思います。

それと、先ほども出ていましたけども、235ページの国保税の関係です。

ここでも不納欠損額かな、60万7,800円が次年度から、調定額から引かれるということですから、もう徴収できないという数字ですけども、ここら辺の細かい、先ほど答弁していただいたようなことで、なぜ不納欠損になったのかの経過も含めて教えていただきたいというふうに思います。

**○議長（高橋和雄君）** 山崎住民課長。

**○住民課長（山崎恵司君）** 先に国保税の不納欠損の関係を先に説明をさせていただきたいと思います。

不納欠損額60万円7,800円、先ほどの一般会計のところでもお話したとおり、3名の方、同じ方ではないのですけれども、3名の方が生活保護受給のため、滞納処分の執行停止期間中でした。

そのため、その後3年間経過したために不納欠損処分をしたということでございます。

3名とも生活保護を受給ということでございます。

次に、平成30年度からの国保制度改革の進捗状況です。

具体的にやっぱり気になるのは、被保険者の方から納めていただく国保税がどうなるのか。

村が北海道一つになったときに、納めるべき納付金と言われるものですけど、その額がどうなのか。

ちょっと言い方的には逆になるのでしょうか。

納付額が決まってということにもなるのかもしれないのですが、実際今事務の手続きとしては、北海道が今各道内の市町村の所得情報及び被保険者情報、それぞれデータを集めている最中です。

これ、今言われているのは、大体11月ぐらいにはその納付金の算定をするためのシステムを配布するという流れになっています。

でも、その前に、まずは平成26年度実績におけるそれぞれの所得等については、集めておかなければならないということになっていましたので、今その情報を収集している最中というふうに思っています。

ですから、具体的にうちの納付金が今どのぐらいになるというお話をこの場ではまだできないということでございます。

まだ、情報として流れてきている段階では、秋口ごろには市町村に対して、その料金算定の仮の料金算定ですけど、あくまでも。

料金を算定するためのシステムが各市町村に配布されて、それに基づいて各市町村が計算をやってみるという形になるのではないかと。

ただ、今、北海道のワーキンググループ、この国保制度改革のワーキンググループの中でも、北海道自体が全体として他の他府県と比べても所得が高いという状況ではないということが言われているので、その緩和措置をどう取るかというのが幾つものパターンに分けて、激変緩和率というのでしょうか、調整率というのでしょうか、そこを検討している最中だというふうに言われています。

だから、その辺の確定を見ないと実際にはまだわからないというのが実態なのかなと。

その秋口の段階でも恐らくその調整率はまだ動くのではないかなというふうには思っています。



できるだけそういった情報が入った段階では、村の方としても、住民の皆さんにお知らせできるか、または、その情報がホームページ上で例えばリンクできるとかというところまでは持っていきたいなというふうには考えているところであります。

○議長（高橋和雄君） 3番黒田議員。

○3番（黒田和弘君） 今、住民課長が言うように、国保税の急激な変化というのですか、制度が変わることによって、極端な国保税にということになるとやはり住民としては何なのかなということになるので、それでなくても一般会計からかなりの額が入っているながら、国保税の負担としては、住民としてはかなり重いことを感じているのではないのかなという推測しているので、この辺の激変緩和というのですか、そんなことは今後考えていかなければならないことなのかなというふうに私も思っています。

それと、国保の不納欠損、3名の方ということですが、この人は全員村内の方という理解の仕方よろしいのでしょうか。

○議長（高橋和雄君） 山崎住民課長。

○住民課長（山崎恵司君） 3名とも村内に在住の方でございます。

○議長（高橋和雄君） よろしいですか。

そのほか。

よろしいですか。

それでは、これで国民健康保険特別会計についての質疑を終わらせていただきます。

次に、介護保険特別会計の方に移らせていただきます。

256ページから271ページまでの質疑を受けたいと思います。

よろしいですか。

ないようですので、次に移らせていただきます。

後期高齢者医療特別会計、274ページから281ページまで。

2番森田議員、お願いします。

○2番（森田匡彦君） こちらについても、実績報告書の15ページに記載しております。

被保険者が増えているけれども、保険給付費総額が前年度に比べて減少しているというその分析について、ご説明ください。

○議長（高橋和雄君） 山崎住民課長。

○住民課長（山崎恵司君） 資料の実績報告の中で、保険給付費総額は前年度に比較して減少していますという表現をさせていただきました。

後期高齢者の決算書上では、その保険給付費の額自体は載っていません。

これは一般会計から繰出している、広域連合に対してということですので、決算書自体にはそのことは載っていないのですが、資料の13番、決算資料のところに、74ページ、ちょっと数字が小さくて大変申しわけないのですが、平成27年度の後期高齢者医療費統計データというものを載せています。

これは給付に係る中札内村だけを抜き出したものということとして、事業報告の中で表現させていただいたのは、その（1）の全体というところの保険者負担分、その下に行を下していくと4億900万円程度の数字が載っていると思います。

これの前年度との比較で約4,100万円ほど減少していると。

これは保険者負担分だけを指していますので、保険者負担分以外は一部負担が当然あるということですが。

ここが減少しているという要因が答えになるのかなということになるわけです。

先ほどの国保のところでもお話しましたとおり、統計データ的には入院ですとか調剤、あとは通院とかという区分でしかまだ統計データが出ていないので、その部分だけで言いますと、入院が約6,200万円ぐらい減少しています。

逆に入院外、つまり通院ですね、通院分が2,000万円ぐらい増加していますので、恐らくこの4,000万円というのは、入院が減って通院が増えたと。

差引4,000万円程度の減少ということかなということでございます。

**○議長（高橋和雄君）** そのほか。

よろしいですか。

1時間は過ぎたのですが、簡易水道と、それから公共下水道を終わらせて、暫時休憩をしたいというふうに思います。

それでは、簡易水道事業特別会計、284ページから295ページまでの質疑を受けたいと思います。

よろしいですか。

それでは次に移らせていただきます。

公共下水道事業特別会計、298ページから305ページまでの質疑を受けたいと思います。

よろしいですか。

それでは、ここで暫時休憩をしたいと思います。

休憩後、南十勝消防事務組合の一般会計について、それと全般についての質疑を受けた後討論を行って採決をしていきたいというふうに思いますので、20分まで休憩をしたいと思います。

暫時休憩をいたします。

休憩 午後 2時02分

再開 午後 2時20分

**○議長（高橋和雄君）** 休憩前に引き続き会議を開きたいと思います。

南十勝消防事務組合の一般会計（打ち切り決算）です。

黒ナンバー14番の質疑を受けたいと思います。

2番森田議員。

**○2番（森田匡彦君）** せっかくですのでちょっと後学のために聞かせてください。

こちら決算書の30ページから35ページにわたって、団員の非常備消防費ということで団員報酬ということで計上されておりますけれども、それぞれの消防署の消防団員の報酬額、南十勝でどのような状況にあるのか。

差があるのか同一なのか、その辺の実態についてお聞かせください。

**○議長（高橋和雄君）** 火山副村長。

**○副村長（火山敏光君）** 私の方でお答えさせていただきます。

南十勝の消防事務組合はこれまで一部事務組合として共同運用しておりますから、南十勝以外の町村とは差があるかもしれませんが、南十勝の四つの町、これは全て同一の金額、年報酬等とか同一の金額でございます。

ただ、日額で出動する金額は、若干広尾と中札内はほぼ同じだったというふうに記憶しておりますが、大樹と更別は多少違ったような気がします。

訓練とか災害出動のときは、これはそれぞれの町村の基準を使うということになっていて、年額報酬、団長等の年額報酬については同一の金額で運用してまいりました。

**○議長（高橋和雄君）** そのほか。

よろしいですか。

ないようですので、これで全部門における質疑を終わらせていただくのですが、質疑のできなかったところがあるかと思しますので、全般を通じて、皆さんの方から質疑を受けたいと思います。

何かありましたら出してください。

4番中西議員。

**○4番（中西千尋君）** 先日、北嶋議員からご質問もあった鳥獣駆除の件なのですけれども、1点、139ページの焼却炉使用料という名称が付いておりますけれども、これのご説明をちょっといただきたいと思うのと、前回の報告でも、鹿、熊等そういうものの駆除頭数の明確な数字等々がちょっと聞けなかった部分もありますので、誠に申しわけございませんけれども、お願いいたします。

**○議長（高橋和雄君）** 山崎住民課長。

**○住民課長（山崎恵司君）** 決算書の使用料及び賃借料、焼却炉使用料です。

内容は、鹿等を駆除した後の残し処理の焼却のための使用料というものです。

残滓処理については、帯広市にあります動物霊園に依頼をして焼却しています。

それと、駆除頭数、事業の実績報告に、平成27年度分については、鹿・熊・カラス・土鳩全て載せておりますので、その頭数ということになります。

**○議長（高橋和雄君）** なければ、そのほか。

2番森田議員。

**○2番（森田匡彦君）** それでは、質問し忘れたことを1点まず質問いたします。

防災訓練、毎年開かれていますのですけれども、まさに平成27年度、26年度も同様かと思うのですけれども、想定した防災訓練の内容が、今年の台風10号と非常に内容的には合致していて、これまでの訓練、やってきた中身と、今回実際に本当に避難指示もして住民の方々に避難していただいたというような経緯もあった中で、平成27年度の訓練内容を鑑みた上で、どのような課題というか、今後こういった訓練の強化をしなければいけないというような振り返るといふか、そういった、どのように、今年の経験を踏まえて、平成27年度の事業、どういものに昇華していくかというところの考え方。

なかなか、取りまとめできていない状況かと思うのですけれども、何か考えがあれば、それについてまずお伺いいたします。

もう一つ、決算資料の9ページにございます一般会計歳出の性質別決算額ということで、この物件費の中の需用費でしょうか、この需用費の中には、役場で購入されている消耗品だとかさまざまな物品等の購入費が含まれているのかなと思うのですけれども、その地元の商店の利用率というのでしょうか、役場で使われている、村で使われているそういったその物品等の購入、どの程度地元の業者を活用されている実態にあるのか。

それについてご説明いただけたらと思います。

**○議長（高橋和雄君）** 阿部総務課長。

**○総務課長（阿部雅行君）** まず1点目の防災訓練についてですけれども、平成27年度まで2回開催しました。

平成26年度におきましては、震災における避難訓練。

そして、平成27年度においては、大雨に伴う避難訓練という形でやりました。

今回、実際台風の影響を受けて避難したわけなのですが、実際は、発生する時間等深夜の発生になりましたので、訓練では想定できないようなことが多々ありました。

ただ、今現在は、まだちょっといろんな形で情報収集する段階でありますので、意見集を行っておりません。

ただ、前段の総括する段階において、今回の災害をもとに、各課長等連絡会議等開催して、反省点、もっとやらなければならない点の意見交換会を行う予定です。

そういうことを改正することによって、またこのような災害があったとき、迅速な対応、そして住民にとって安心安全な対応が取れるのかなと思っております。

2点目の需用費の関係ですが、当然の中には村内の事業者入っております。

村内の事業者、大きいところを申し上げますと、商工協同組合、それとトップバリュー等ございます。

割合なのですが、そこまでは、村内村外という割合までは出してございません。

ただ、事務消耗品等につきましては、商工協同組合を多く、なるべく利用するような形を取っております。

今現在、役場関係、コピー用紙入れているのですが、コピー用紙につきましては、地元商工協同組合を通じて購入しております。

そのほか、ここには、燃料費も含まれてございまして、燃料費は当然村内の事業者から購入しております。

それも各施設多々ありますので、偏らない形で各事業所から購入する形を取っております。

**○議長（高橋和雄君）** 2番森田議員。

**○2番（森田匡彦君）** それではもう一度だけちょっと確認いたします。

事務用品等は商工協同組合の方を活用されているということなのですが、基本的に村の取組み方としては、基本的にはなるべく地元業者を活用するというような方針で、従来からそうした取組みをされているのか。

当然コストの関係もあるでしょうけれども、地域経済を守るという趣旨から、ある程度コストかかるのはやむを得ないということで、地元業者を活用するというようなその方向性ですね。

どのような取組みでされているのか。

その辺だけちょっと、考え方ですね、教えていただけたらというふうに思います。

データとしては、何割が村で活用しているというのは出ていないということですね。

**○議長（高橋和雄君）** 火山副村長。

**○副村長（火山敏光君）** 基本的には、おっしゃっていただいたように、地元の業者さんがメインになっております。

特に燃料等については、帯広に比べると中札内の方が、それは帯広から持ってくる輸送経費、配送経費もかかりますから高くなりますけれども、そこは少し飲み込んで、やはり地元経済ということで対応をさせていただいています。

ただ、消耗品等については、やはり、今消耗品というのは非常に値段がバラバラでございます。

今確実にそれを実行しているかどうかはちょっと把握はしておりませんが、以前ですと、帯広の業者さんも村内の業者さんも一律同じような値引き率でやっていただく

とか、あるいは、今、コピーなんか、さっき説明しましたけども、取扱い業者さんが、以前はいたのですが、いなくなったと。

そのときには、地元で取り扱っていただけるような方に打診をして、何とかやっていただけませんか、そういう努力もさせていただいていますので、通常の入札執行するのと、こういう物品関係というのは違いますので、そこは最大限の努力をしていくということが基本的な村の方針として、これは揺るがなく持っておりますので、ここを大きく変えるつもりはございません。

**○議長（高橋和雄君）** そのほか。

よろしいですか。

なければ、これで全ての質疑が終わったわけでございます。

討論に入らせてもらってよろしいでしょうか。

それでは、これからそれぞれの案件に対する討論を行いたいというふうに思います。

それでは、最初に、認定第1号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

討論は監査委員も入っての討論ですので、宮部さんも参加してもらって結構でございます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（高橋和雄君）** ないようですので、討論を終わらせていただきたいと思います。

認定第1号、平成27年度中札内村一般会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

この認定の通り決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（高橋和雄君）** 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号は可決されました。

次に、認定第2号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（高橋和雄君）** ないようですので、これで討論を終わりたいと思います。

認定第2号、平成27年度中札内村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

この認定の通り決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（高橋和雄君）** 異議なしと認めます。

したがって、認定第2号は可決されました。

次に、認定第3号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（高橋和雄君）** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

認定第3号、平成27年度中札内村介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

この認定の通り決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 異議なしと認めます。

したがって、認定第3号は可決されました。

認定第4号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 討論がないようですので、討論を終わります。

認定第4号、平成27年度中札内村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

この認定の通り決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 異議なしと認めます。

したがって、認定第4号は可決されました。

認定第5号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

認定第5号、平成27年度中札内村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

この認定の通り決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 異議なしと認めます。

したがって、認定第5号は可決されました。

認定第6号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

認定第6号、平成27年度中札内村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

この認定の通り決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 異議なしと認めます。

したがって、認定第6号は可決されました。

認定第7号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

認定第7号、平成27年度南十勝消防事務組合一般会計決算(打ち切り決算)認定についてを採決いたします。

この認定の通り決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 異議なしと認めます。

したがって、認定第7号は可決されました。

お諮りをいたします。

本日の日程はすべて終了いたしました。

明日14日と15日は休会として、16日午前10時から本会議を再開したいと思います。

このことに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 異議なしと認めます。

よって、明日14と15日については休会とし、16日午前10時から本会議を再開することに決定をいたしました。

本日はこれをもって散会をいたします。

延会 午後 2時39分